

第一百三十一回 参議院文教委員会議録第三号

平成六年十一月一日(火曜日)
午前十時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松浦 孝治君
理事 委員

南野 知恵子君
森山 真弓君
会田 長栄君
浜四津敏子君

教育局長 文部省初等中等教育局
文部省教育助成
文部省高等教育
文部省体育局長
常任委員会専門員
説明員
法務省民事局参事官
法務省人権擁護
局総務課長
外務省総合外交
政策局国際社会
協力部国連行政
課長
大蔵省主税局税制第一課課長
厚生省児童家庭局家庭福祉課長
厚生省保健局保険課長
渡辺 芳樹君

小池 信行君
旭 英昭君
大泉 博子君
博子君

渡邊 一弘君
一弘君

井上 裕君

木宮 和彦君
木宮 和彦君

世耕 政隆君

田沢 智治君
田沢 智治君

上山 和人君

肥田 美代子君
肥田 美代子君

本岡 昭次君

森 暉子君
森 暉子君

江本 乾
江本 乾

北澤 俊美君
北澤 俊美君

木暮 山人君

及川 順郎君
及川 順郎君

橋本 敦君

佐藤 稔一君
佐藤 稔一君

片岡 武司君
片岡 武司君

○委員長(松浦孝治君) ただいまから文教委員会

を開会いたします。

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二十九回国会内閣提出、第百三十回国会衆議院送付) ○教育、文化及び学術に関する調査(児童の権利条約等に関する件)

○國務大臣(与謝野文部大臣) このたび、政府から提

出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一
部を改正する法律案につきまして、提案の理由及
びその内容の概要を御説明申し上げます。

私は、最近における社会経済情勢にかんが
み、公的年金制度共通の措置として、厚生年金保
険法及び国家公務員等共済組合法における改正に
倣い、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給
付について、平均標準給与月額を改定する等の給
付の改善を図るとともに、賞与等を標準として算
定する長期給付に係る特別掛金を徴収する等の措
置を講ずるほか、国家公務員等共済組合法の準用
により六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退
職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当
する給付に移行させる措置を講ずる等所要の改正
を行うため、この法律案を提出することとしたも
のであります。

次に、この法律案の概要について申し上げま
す。
第一に、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準
給与の上下限を、下限については八万円から九万
二千円に、上限については五十三万円から五十九
万円に引き上げることとしたものであります。
第二に、育児休業をしている組合員が組合に申
し出をしたときは、当該組合員が負担すべき掛け
金を免除することとしたものであります。

第三に、長期給付に要する費用に充てるため、
新たに賞与等を標準として特別掛け金を徴収するこ
といたしております。
第四に、年金額の改善を図るため、年金額の算
定の基礎となる標準給与の月額について、いわゆ
る再評価を行うこととしたものであります。

また、私立学校教職員共済組合法は、給付関係
規定について国家公務員等共済組合法の関係規定
を準用することとしております。

したがいまして、別途今国会に提出されており
ます国家公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律案における六十歳以上六十五歳未満の者に支
給する退職共済年金の見直し、在職中の年金の一
部支給の仕組みの改善、雇用保険法による基本手
当と退職共済年金との調整、雇用保険法による高
年齢雇用継続給付と退職共済年金との調整、退職
共済年金の配偶者に係る加給年金の額の引き上げ
等の年金額の改善、障害共済年金の失権時期の改
善、退職共済年金の加給年金の対象となる子等の
年齢要件の改善、遺族共済年金と退職共済年金に
係る調整の改善及び短期在留外国人への脱退一時
金の支給の措置については、これらの措置に関する
国家公務員等共済組合法の規定を準用することと
により、私立学校教職員共済組合法においても同
様の措置を講ずることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行ふこととい
たしております。
最後に、この法律の施行日につきましては平成
六年十月一日といたしておりますが、育児休業者
に係る掛け金の免除及び賞与等に係る特別掛け金の徴
収については平成七年四月一日とする等といたし
ております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概
要であります。

○委員長(松浦孝治君) 次に、本案の衆議院にお
ける修正部分について、修正案提出者衆議院議員
片岡武司君から説明を聴取いたします。片岡武司
君。

組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一は、退職共済年金と雇用保険法による基本手当等との調整の実施時期を平成十年度からとし、必要な整理を行うこと。

第二は、本法律案の施行日を公布の日に改める

とともに、第一の修正に伴う施行期日の修正を行なうほか、平均標準給与月額の再評価については平成六年十月一日から適用することとする等施行期日等について所要の整理を行なうこと。

以上であります。何とぞ御賛同を賜りますようお願いいたします。

○委員長(松浦孝治君) 以上で趣旨説明並びに衆議院における修正部分の説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○木宮和彦君 ただいま文部大臣から、私立学校共済組合の一部改正案が提案されまして、趣旨説明が行われました。

私は、まず最初に、本法律案につきましては全面的に無論賛成でございますが、ただ知りたいことも若干ござりますので、後半に後ほどお尋ね申し上げたいと思っております。

その前に、こういう機会でございますので、きょうは大蔵省あるいは国税庁の方もいらっしゃると思いますので、二つだけお尋ねをいたしたいと思います。

一つは、これは昨年の三月二十六日、当委員会におきまして刈田貞子議員が、私立大学の受託研究費に法人税を課するかどうかという問題を質問されました。その節、森山文部大臣が答弁されておりまして、文部省としては大学が多様な要請を受けて積極的に研究活動を開いていくため推進すべき制度と考えていると、こういう御答弁をされました。この趣旨が生かされているのか、その後の経過につきまして文部省にお伺いを

いたしたいと思います。

○政府委員(吉田茂君) 私立大学における受託研究の税制上の取り扱いでございますが、これは先

生御案内のように、平成六年度の税制改正要望として改正の要望を行なったわけでございますが、これは結果として実現はしなかつたわけでございま

す。

さらに、平成六年の八月に私学関係団体から文部大臣に対しまして受託研究を非課税とするよう御要請がございまして、それを踏まえまして、平成七年度の税制改正要望として文部省から大蔵省に対しまして、私立大学の行う受託研究を非課税とするよう現在実現を行なっているところでございます。

○木宮和彦君 それでは、今度は大蔵省にお尋ねいたします。

森山文部大臣がお答えになりましたが、その後で説明員の国税庁の濱田さんが、私立大学のいわゆる受託研究というものは請負業だと。これは法人税法施行令第五条の三十三の事業に該当する「事務処理の委託を受ける業」であると、こういうふうに答弁されている。だから、これは収益事業であるから税金を課するのは法としてはやむを得ない、こういう御答弁のようございました。

しかし、私よく考えていただきたいことは、まず教育事業そのものが、本来の目的がこれはサービス業でございまして、教育を行なう受託業みたいなものでして、本体がそれをやっていて、しかもその本体に附属する研究、要するに受託研究費というものがそれに含まれないというのはどう

も論理的にいっても非常におかしいんじゃないのか。今までの事例は、学校法人会計基準がございますが、いわゆるこれは文部省令でございますが、会計基準にのつとらないでそれぞれの研究室でやっていたからこれは受託だというのか。あるいは、本来学校の帰属収入として全部入れて、その中で処理されていてもなおかつこれは学校以外の

収益事業であるというぐあいに大蔵省はお考えなんですか。その辺ひとつお伺いしたいと思いま

す。

○説明員(福田進君) 先生が今御指摘のように、学校法人につきましては、公益的な活動を目的と

する団体であるという点に配慮いたしまして、原

則として課税しないこととしております。ただ、財団法人、社団法人、学校法人と同様でございま

すが、これらの公益法人でございましても、税法で言つておるところの一定の事業を行なっている場

合には、その事業から生ずる所得、これはあくま

でも利益が出た場合でございますが、事業から利

益が出ますれば、その利益、所得に対しても法人

税をいただく、こういうことになつているわけでござります。

御質問の学校法人の受託研究につきましても、これは請負業に該当するものとして課税されてい

るわけでございます。なお、利益が出た場合でございましても、学校法人の場合には、御案内によ

うに、その半分につきましてはこれは課税しな

い、無税で公益活動に充てることが認められてお

ります。

さらに、法人税率、課税があると申し上げまし

たが、その法人税率につきましても、一般の法人の場合は基本税率でござります三七・五%である

のに対しまして、二七%とかなり大幅に軽減され

ているわけでございまして、このように特別の配

慮がなされていることをまず御理解いただきたい

と思います。

なお、余談でございますが、学校法人の場合

に、今申し上げましたように一定の請負業、委託

研究でござりますが、その場合に、事業を行な

いただいて収益から費用を差し引いて利益が出な

い場合には当然課税関係が発生いたしませんが、

収益から費用を差し引いて利益、所得がある場合

でござりますので、それなりの御負担をしていた

だくのがむしろ当然ではないかと考えている次第でございます。

○木宮和彦君 そうしますと、指定寄附というの

がありますね。学校法人に対する会社が指定

寄附をする。ちゃんと、目的は経費でもいいんで

すから、振興会を通すなりして指定寄附というも

のをやつた場合には、バイパスじゃないです、そ

こへ寄附をして、その範囲内で受託研究をやる。

これは合法なんですか。

○説明員(福田進君) 公益法人等に対する寄附金

のうちで、広く一般に募集される、教育または科

学の振興等公益の増進に寄与するための支出で緊

急を要するものに充てられることが確実で

ございまして、大蔵大臣が指定した場合には、こ

れは先生御指摘のように、指定寄附金として法人

からの寄附でございますと全額が損金に算入され

ます。個人の場合には一定の、基本的に所得の

二五%という制限がございますが、損金に算入さ

れる、こういう取り扱いになつております。

○木宮和彦君 文部大臣、私立大学のいわゆる研

究、受託研究に限りませんが、これからは産学協

同ということが盛んに言われるし、またそれをや

るんだから、私どもは政治家でございますので、そ

ちら辺の見解をもう少し大きな目でもって、そ

れに名をかりてどこかの議員さんが領収証を乱發

して税金逃れ、そういうのは厳罰に処するべきだ

と思います。

本來必要な先端産業であるとかあるいはその他

委託産業、これから未解決の部分についての受託

研究といふのがあると思いますので、うまくい

ばこれにこしたことはございませんが、まずくい

くことともたくさんあるわけでございますので、そ

の辺について文部大臣の御見解をちょっとお伺い

いたしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 今お話をございました

のは、二種類のことの大蔵省から答弁されたんだ

まず第一に、今回の法律につきましては、私は何の異議もございません。ただ、むしろ逆に、私立学校共済組合がこれからずっとうまく機能していくかどうかということを非常に私は心配をしている方で、応援団でございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

産の利率といふものは、年五・五%を下回らない範囲内において運用しなければならないという規定になつてゐるわけでござります。

○木宮和彦君 時間もございませんので、なるべく簡単に御答弁願いたいと思います。

次に、共済組合の一元化というのが今問題になつておりますが、その前に、被用者年金制度問題についてお話しします。

○政府委員(雨宮忠君) 長期経理の資産の運用状況についてのお尋ねでございます。
委員から今御指摘のように、平成四年度決算におきます保有資産総額は二兆八十二億円というふうにござりますが、その運用についてどのようにしていらっしゃるのか、現状はどうなっているのか、その辺をお伺いいたします。

先生みたいに零細な組合員が多いんですが、そこの年間二十億円平成五年から六年にかけて拠り、今もまだあります。

いのが投資有価証券、それから信託、生命保険私学振興財團への貸し付け等のいわゆる資産に相当するところでございまして、これが八六・二%ということですござります。それから、不動産関係につきましては四・四%ということでございまして。また、それ以外の、不動産の取得以外の事業に対する貸付金、これが九・三%、こういうことでございまして、ほとんどがいわゆる保険、有価

のツケが今日に回つてゐるような気がするんです。

○木宮和彦君 この運用利回りについては、たゞ一
か文部省令で五・五を下回らないようなどうそ
ういう省令があつたと思うんですが、今は銀行預
金というのは非常に低いし、五・五が維持ができ
ない場合もあるかもしませんが、その対策は考
えていらっしゃいますか。

やはりそれその共済組合が自分で努力したものでは自分の組合員のためになるという、そういう姿勢を貫いていくことがこれからやっぱり必要な気がしますが、その辺、文部省はどうお考えですか。

この法律の国会審議の過程におきまして、その当時既に厚生年金あるいは健康保険との選択加入制ということが関係団体からも強く要望されておりました関係上、私学校教職員共済法の附則の上で、場合によっては選択加入してもよろしいという趣旨の規定が盛り込まれたわけでございます。そういう経緯を経まして、私立学校教職員共済組合に入らずに厚生年金または健康保険を選択する旨文部大臣に申し出た学校が百七十一校あつたわけでございました。

る共済組合には、文部省としても相当主張していいだとか。ただかないと、これはやはり困ったことだと思います。

ところで、法律によりますと私学は全部加入することになりますが、まだ加入をしていない、あるいは拒んでいると言つてもいいですか、長期短期ともが二十九校で、短期のみが十四校、長期のみが四校、こういう実態がございます。その経過について、また将来の見通しについて、これは今さら入ってきてもらつても困るのかもしれませんけれども、その辺はどうなんですか。

おきましていろいろな差異があるわけでございりますけれども、特に給付と負担の面でそれぞれ大きな差異がないようにということで一元化を進めさせていただきます。

それぞれの制度、それぞれの伝統なりあるいは経緯というものがあるわけでございますし、また今先生御指摘のようにそれぞれの制度の努力をしてきたという歴史もあるわけでございまして、今公的年金制度の一元化の問題につきましてはその懇談会におきまして種々検討をなされておるわけですがござりますけれども、それぞれの制度におきますそれらの要素というものも当然勘案されてしまふべきであろうというように考えておるところでござります。

入れたんだらううと思うんですが、それで支出の方
は職員の給与と飲食材料費などがあると書いてあ
りますが、これは黒字になっていますが、これは
実際のところどうなんですか。宿泊所の民間的な
損得計算をしたらどの程度赤字なのか黒字なの
か、それはわかりますか。

○政府委員(雨宮忠君) 私学共済におきます宿
泊施設の経営状況についてのお尋ねでございま
す。

現在、北海道、宮城、東京、それから愛知、大
阪、広島、九州と七カ所にいわゆる私学共済の経

ないんですよ。これは我々ができると思ってやつたんでしようけれども、また逆に、いろんな自分の権益を侵されるということでやつたと思われますけれども、この問題もやはり大いに反省してもらう、あるいはそれでもって突っぱねるか、これはやっぱり文部省の態度としてはしっかりしていただきたないと、私はそう思います。

それから、共済組合には年金とかあるいは医療とかいうだけではなくて、いろんな業務がござります。サービス業務がござります。組合員の研修とかあるいは宿泊所いろいろございますが、この宿泊所の経理ですが、これは施設収入と保健室からの受入金、悉く赤字だからこれを受けて

その後、私立学校教職員共済組合自体の発展と申しますか、そんなこともございまして、未加入校からやはり私立学校教職員共済組合に入りたいという希望等もございますまして、それらの要請を受けて、約二十年後でございますけれども、昭和四十八年の第七十一回国会におきまして議員修正によりましてもう一度門戸を開くという措置がとられたわけでございまして、その措置によりまして百十二校が私学共済組合に新たに加入したわけでございます。しかし、委員御指摘のように、四十校が依然として未加入のまま現在に残つておるという状況でございます。

○木宮和彦君 この問題もいづれまた、例えは日本を代表する慶應大早稲田だというのは入つて

い
ま
す

1

當しております会館がございます。平成四年度の収支状況を見てまいりますと、そのうちで黒字になつておりますのが東京、大阪、広島の三つでございまして、残る四つが赤でございますが、合計いたしますと一応黒ということになつておりますけれども、委員御指摘のように、宿泊施設の経営につきましては今後樂觀を許さないものがあるということは感じておるところでございます。

○木宮和彦君 まだたくさん質問したいんですが、時間も参りましたようですのでこれで終わります。宿泊施設につきましても私は若干御意見申し上げたい点もございます、ここでは申し上げませんが、時間が参りましたようです。

○本岡昭次君 私学共済年金制度の改正について質疑を行う前に、今回の年金制度全体の改正に当たつての基本的な考え方について若干質問をさせていただきます。

○本岡昭次君 私学共済年金制度の改正について質疑を行う前に、今回の年金制度全体の改正に当たつての基本的な考え方について若干質問をさせていただきます。

○本岡昭次君 私の尋ねましたのは、その中身は意義があるのでないかと思います。よろしくお願いいたします。

○本岡昭次君 私の尋ねましたのは、その中身は私が言つたわけで、そのことが完全にできている年金改正だと思っていない。要するに、そういう理想に向かつてスタートを切つた年金改革だと私は思うが大臣はどうですか、こう聞いておるんだから、そうであるのかないのかというをお答えいただきたいらしいんですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 当然今回の改正だけが事が済むものではございませんで、将来にわたつて年金を安定したものにしていくためには、今後高齢社会を活力ある長寿社会として人生八十年時代にふさわしい年金制度とする。いま一つは、六十歳引退社会から六十五歳現役社会へ移行させるということになります。このうたい文句なり基本的な考え方方は私も異存はございません。しかし、改正の内容がそのとおりになつてゐるかどうか。私が見る限り、まだまだ多くの問題を抱えておると考えます。抜本的な、理想的な改革となかなか言えないという状況であると認識をいたしております。

そういう立場から、今回の年金改正は、人生八十年時代、六十歳引退社会から六十五歳現役社会の実現に向けての出発点である、これからが大変だという認識が必要であると考えますが、大臣の御認識を伺つておきます。

○国務大臣(与謝野馨君) 今回の私学共済年金制度の改正は、被用者年金制度の中核でございます

厚生年金保険法や国家公務員等共済組合法の改正措置に倣つて講じるものでございまして、公的年金制度横並びの措置でございます。

その改正の基本的視点は、第一には、二十一世紀を活力ある長寿社会にするため、高齢者の雇用の場の確保を初め、社会経済全体のあり方が問わ

れており、年金制度もこれに対応し、人生八十

年時代にふさわしいものに見直していくこと

あります。第二には、高齢化社会、高齢化的進展

に対応して、年金制度を長期的に安定させるた

め、給付と負担の均衡を図るとともに、将来の現

役世代に過重な負担が生じないようにするこ

とがあります。

○本岡昭次君 私の尋ねましたのは、その中身は

私が言つたわけで、そのことが完全にできてい

る年金改正だと思っていない。要するに、そういう

理想に向かつてスタートを切つた年金改革だと私

は思うが大臣はどうですか、こう聞いておるんだ

から、そうであるのかないのかというお答え

くださいたいらしいんですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 当然今回の改正だけが

事が済むものではありませんで、将来にわたつ

て年金を安定したものにしていくためには、今後

やはり幾多の工夫、改善をしていくことも必要に

なつてくる場合がありますし、むしろそういう必

要性に迫られるというふうに予想していくこと

の方が私は正しいのではないかと思つております。

○本岡昭次君 もう少し積極的に年金問題に対する認識を持つていただきたいと思いますが、時間がありませんので、次の問題に入ります。

六十歳引退社会から六十五歳現役社会へとい

うこのうたい文句と私学共済の実態、今後の取り組

みについて伺います。

そこで、私学共済であります、現在の雇用の

実態、六十五歳現役社会へというこの問題に向

かって、私学共済に加入している学校の雇用の実

態、特に定年制との関係はどうなつております

か。

かと考えております。しかしながら、高校以下の私立学校などの場合、まだまだ私学関係者の努力を求めていく必要があるのではないかと私は認識をしております。

高年齢者の雇用機会の確保の問題は、文部省の職種別の平均定年年齢は、教員が六十二・七歳、事務職員が六十二・二歳、平均で六十二・五歳というふうに考えております。

○本岡昭次君 私の尋ねましたのは、その中身は

私が言つたわけで、そのことが完全にできてい

る年金改正だと思っていない。要するに、そういう

理想に向かつてスタートを切つた年金改革だと私

は思うが大臣はどうですか、こう聞いておるんだ

から、今おっしゃいましたような立場で六十

歳現役社会へのリードをお願いしたいと思いま

す。

○政府委員(雨宮忠君) 私立学校の定年の状況に

ついてのお尋ねでございますが、平成四年初めに

実施いたしました文部省調査によりますと、定年

単位で見ますと七三・四%、それから教職員単

位で見ますと九一・〇%という状況でございます。

また、定年制の適用を受けている教職員全体

の職種別の平均定年年齢は、教員が六十二・七

歳、事務職員が六十二・二歳、平均で六十二・五

歳ということになつてございます。

また、これを特に教員につきまして学校種別ご

との平均定年年齢ということで眺めてみますと、

歳、事務職員が六十二・二歳、平均で六十二・五

歳ということになつてございます。

とが起こる状況もかなりあると思うんですが、私学の共済を受給しておられる方で、自分の年金をもらわずに夫の遺族年金を選択しているという女性受給者はパーセントで言えばどのくらいありますか。

答弁いたさせますが、本岡先生のところにそういうお話をされに来られた女性の方のお気持ちは私は十分過ぎるほどわかりますし、特にその女性御自身が掛金を掛けている実績というものがあるわけでございますので、そういう気持ちに当然なるごらうじ、こには一貫ござるまいと存する

○本岡昭次君 私も試算してみたんです。先ほど
言いました十七万という人は、これによると十八
万円になるんではないかというふうなことで、大
体一、二万円ふえるというふうに理解して間違
りませんか。

○本岡昭次君 だから、二分の一ということとで自分の年金の中からも受給できるようになつたといふ点は、考え方の点からも金額の上からも改善であると実態的に私も評価します。

そこで、それで十分かと云ふことを私は申し上げております。

○政府委員(雨宮忠春) 私共族共済の退職共済年金と遺族共済年金の両方の受給権を有している者でござりますけれども、平成四年度末の数字では百五十一人ということをございますが、そのうち今先生おつしやいましたように夫の方の遺族共済の方のものの四分の三という方をむしろ選んだ者、これが百二十三人ということでございますので、八一%、八割強が遺族共済年金の方の受給を選択している、こういう状況でございます。

○本岡昭次君 大臣にお伺いしたいんですが、感想で結構ですから。金額が多い方をとるというのはそれはそれでいいわけですが、自分の年金権を

○本岡賜次君 そこで、そういう気持ちを酌んだ形であろうと思います。今回の改正で遺族年金に新しい選択項目が追加されたということになつておられます。それは、自分の基礎年金と自分の退職共済年金の二分の一に夫の退職共済年金の二分の一を合算した額を新しく選択できますということですね。それで、AかBかCかということになりましたね。この場合、夫の退職共済年金の二分の一より自分が退職共済年金の方が多い場合は、夫の遺族年金を選択より有利だというふうに資料にはなつております。

○政府委員(兩宮忠君) おつしやる程度かと思ひます。
○本岡昭次君 そこで、新しい措置を選択の一つに加えた理由は何ですか、一言で言つて。
○政府委員(兩宮忠君) 今回の改正案の思想は、委員の御指摘にもございましたけれども、共働き世帯が増しつつあるという状況の中で、女性が共働きに長年加入してきているという加入実績を年金額に反映させる、その道を一つ余計に開くといふところに思想があろうかということです。」

されているわけです。一人一年金という考え方をとる
などん遂行していく立場で物事を考えていくのが
か、あるいはまた年金を受給する金額を少しでも
多くしていくための方法論としてそういうことが
考えられているのか、それからまた財源との関連
なのか、いろいろ複雑な関係が私はあろうかと思
いますが、もし一人一年金ということを遂行して
いくならば、其働きの主婦の対極にある専業主婦一
の年金の問題をきつちり整理しなければ、一人一
年金の問題というのは解決しないと私は思うんで
す。

放棄して夫の遺族年金に頼らなければならぬ、選択する女性の気持ちというものがわかりますか」というふうに私は尋ねられるんですよ。共働きをして、専業主婦と同じように育児、家事を全部こなして、そして一生懸命頑張って将来の年金生活に備えて年金の掛金を貯蓄してきた。にもかかわらず、自分の年金を放棄せざるを得ぬということですね。

そこで、現に夫の遺族年金を受給されている方が先ほど言ったように八十何%かおられるということですが、その方たちが新しい併給措置、自分分の退職共済年金の二分の一、それから夫の退職年金と合わせたときは、例えば私共共済の場合には前の遺族年金よりもほとんどの人が多くなります。

○本岡昭次君 それであるならば、二分の一といふうにここでされているわけですが、そうした金額を三分の二にするとか四分の三にするということは、物の考え方として別に不合理ということにはならないですね。

○政府委員(雨宮忠君) ちょっとと表現が難しゅうございますけれども、白紙の議論としてどういふべきをするかということにつきましては、いろいろ

だから、そこは非常に複雑に絡みながら、これからこの問題の解決に向かって時間をかけて関係する方の納得と合意を得ていかなければならぬと思います。年金の中で、心理的な面において、また金額的な面において不平等、格差というものを意識しながら生きていく高齢社会というのは、これはもう暗い、嫌な社会になると思いますからね。

私も、気持ちはわかるけれども、制度がそろなつて、いるから仕方がないだろうと、こう言うんです。ですが、仕方がないでは済まぬと言われたときに非常に困るんで、それで、ぜひ一遍質問のときには大臣にその気持ちを聞いてくれと、こう言うんですね。私は、その悔しさはわかります、だからそれ

○政府委員(兩宮忠君) 今先生御指摘のように、新たに第三の選択肢が設けられたわけでございまして、それはどういう場合に有効かと申しますと、今先生も御説明がございましたように、妻のすか、実態として、細かいことはよろしい、おおよそのことによろしい。

な考え方があるうかと思うわけでございまして、今本岡先生が御指摘のような選択も全くないわけではないかとは思います。

ただし、昭和六十年の大きな年金改革におきましても、一人一年金という思想をもちまして、一人が複数の種類の年金を同時に受けるということは

そこで、その二分の一ということを私は自分なりの試算で四分の三とした場合に金額的に一体どうなるのかというと、その場合はさらに二万円程度ふえて、十七万円と先ほど言った方であれば一十万円の年金をもらえるということになる。しかし、それは本人の個人の年金よりも多くなるんですね。

○國務大臣（与謝野馨君） 詳しくは政府委員から
を解決するには何かいい方法があるか考えてみます
すと言つておるんですが、どうですか、大臣、
やつぱりこういう自分の年金権を放棄せざるを得
なかつたというこの女性の気持ちがまずわかると
ころからこの問題の解決のスタートをせないか
ねと私は思うんですが、ちょっと大臣のお考え
を。

低いけれども、夫の平均標準給与の二分の一木瀬にはなっていらない場合、言いかえますと、夫の方が妻よりは多いけれども妻の二倍以上ではないという、そういう状況のときに第三の選択肢が有効になってくるということをございます。

これが私学共済の場合に具体的にどの程度働くかということについては、まだ私ども具体的なデータ

やめようではないかということと年金改革が行われてきてるわけでございます。これにはもちろん、基本的には年金財政が厳しくなってきてるという状況が背景にあるわけでございます。したがいまして、そういう全体の流れからいたしますが、今先生がおっしゃいました四分の三とか、あるいは三分の二とかいう選択というのはなかなかかとりにくいのではないかとうかというように考えます。

すね
その場合は
そうしたときには一人一年金としていかがなものかという理屈が、自分の年金と遺族年金を依然としてやっぱりもらうんだというシステムの中でいく。
しかし、その前提是、女性が働いた場合には、男性の賃金のいつも二分の一ぐらいしかない、そして年金の受給額が低いから絶えず遺族年金の対象になるんだというそのところの問題の解決が

依然としてできないわけで、実態の関係で本当に難しい問題だと私は思うんです。

だけれども、難しくともこれは、女性が自立して働き、そして結婚し子供を産み育てるということと年金という問題、そうでない人との関係をどうするかということは幾ら難しくとも解決に向かって頑張らなければならぬ問題ではないかと私は思っているわけです。

私学共済の対象者は先ほど聞きますと非常に少ないようでございますけれども、私学共済は私学共済なりに、実態の中からどうすることが一番いいのかという問題についての検討を今後なお一層進めさせていただけたらということを私は思っておりますので、大臣にひとつ御感想をいただいて、この質問は一応終わりたいと思うんです。

○国務大臣(与謝野馨君) 本岡先生の御指摘は非常に私は正しいのではないかと思いますが、今回の改正は一步前進であるという点で御評価をいただきたいと考えております。○本岡昭次君 また機会を見まして、この問題を私自身もどうしたらしいかということをきちっと考えて、そしてそれを政策的に提示して、またこの場で論議をしてみたいと、こう思つております。

それで、この年金改正と直接関係がないのかもしれませんのが、次の点を質問いたします。

それは、遺族年金の受給額と政管健康保険被扶養者認定基準の問題なんです。これは一方が改善されれば必ずそういう税金とか、社会保険の被扶養者になるのかならないのかという問題がいつも絡んできます。そういう点であります。

そこで、これも一つの実例であります。七十二歳になられる遺族年金受給者が、これは私学共済ではありませんが、現在遺族年金を月額十四万二千八百三十三円受給しています。ところが、これが月額十五万円、年百八十万円になると息子さんの健康保険の被扶養者から外されてしまふと、これは政管健保の被扶養者になつてゐるわけですが。この十四万二千八百三十三円というの

はもうぎりぎりのところで、十五万円に達する

と、そうした高齢の方方が被扶養者から外され

て、そして自分で国民健康保険に掛けていかなければならぬというようなことになるようです。

この百八十万円という上限ですが、年金額が上がるにつれてこれも今後百九十万円、二百万円と

いうふうに上げていく関係にあるのか、いやもうお考えを聞かせてください。

○説明員(渡辺芳樹君) 先生御指摘の点につきま

してお答えを申し上げます。

健康保険における被扶養者というのは、被保

者によつて主として生計を維持されているという

ことを法律上の要件として各保険者が認定する

というのが基本ルールでございますが、この被扶養者の認定基準というのは実際の収入に着目して

判断をしていただこうにしております。その

際、現在は一般の被扶養者の方の場合には百三十万円未満、六十五歳以上の方などについては百八十万円未満、こういうふうに現時点でなつてござります。そのあたりが今御指摘の点だと思いま

す。

それで、この年金改正と直接関係がないのかも

りませんが、次の点を質問いたします。

先生御指摘のように、今後の年金額の上昇、あ

るいはいろいろな雇用保険の動向、あるいは国家公務員給与の動向等、あるいは税制も含めてございますが、この問題については関連する諸制度

が非常に多くござりますけれども、それらの動向を見て、また関係審議会や関係者の方々の御意見を聞きながら、その額のあり方について見直すべきときは見直していくというのが今までのルールでございます。

○本岡昭次君 大体わかりましたが、六十五歳未

満の方はわかるんですけれども、もう年金生活に入つた方が年金が改善されることによって上がつ

ていく。しかも、働くということはほとんどもう不可能で年金のみに頼つている人の収入と、他から収入を得ていて金額を超すという場合と、国が

社会保障的に物を見ていく場合は考え方をそこは少し弾力的に私は運用してもいいんじゃないかと

いうふうに思うんです。株券を持っていてその利子があるとか、そのほかの収入を得て百八十万円

を超える、年金そのものだけがその上限を突破するという場合に、果たしてそういう機械的なこと

でいいのかということを私は強く思いますので、そういう弾力的運用問題をぜひとも省内で検討していただきたいということを強く要望しておきます。

○説明員(渡辺芳樹君) 若干お時間あるよう

でございますから、失礼いたします。

この被扶養者があり方、認定基準の問題につきましては、私ども国会の質疑の中での与野党のい

ろいろな御要請もございまして、平成四年度に特

にパート労働を中心としての検討会を省内に設けさせていただいた勉強させていただいたことがござります。そのときも関係諸団体の代表など、

学識経験者を含めて御審議いただいたわけでござります。

それで、結論から申し上げますと、特定の方向を得ることが非常に難しい問題だと。したがつて、やはり諸般の情勢をよく見ながら引き続き検討し、見直すべきときに見直せといふような、大変難しい宿題を最後にいただいたところでござります。

○木暮山人君 新緑風会の木暮でございます。

先生御指摘のように、高齢者年金受給者の被扶養者の認定基準の問題と、それから若年の被扶養者になるのかならないのかという問題がござります。

と申しますのも、その背景といたしまして、今

先生御指摘のように、高齢者年金受給者の被扶養者の認定基準の問題、本当に全部仕分けして別々に考えていいのかどうかといふ点が一つございま

す。

それから、そもそも若年者まで含めて考えます

と、例えば低所得の被保険者という方々が政管健保の中にも国民健康保険の中にもたくさんござい

まして、パート問題も視野に入れながら考える

と、むしろ社会保険を適用していく、被保険者に

していくということの方が正しいのではないかと

いう御意見もいただいております。一方、あると

ころまで所得が上がつたら急に変わるという点も

これは問題だと。このあたりをどのようにどちら

にいたくかというのではやはりそのときの懲

重な審議が必要ではないかというような御意見

だつたように思われます。

そういう面で、私ども諸般の情勢を見なが

て、この問題について引き続き検討しておりますが、

先生の御指摘も踏まえて、特に具体的、個別の

ケースでどういうような扱いがよいのかという点

については改めて勉強させていただくということ

にしたいと思つております。

○本岡昭次君 もう時間が来ましたので、一言大

臣にお願いを申し上げて終わります。

私が初めに言いましたように、やっぱり人生八

十年時代、そして超高齢社会、これを本当に活力

あるのに、豊かなものにしていくということは

年金だけではダメであります。医療の問題そしてまた介護の問題等々で総合的に福祉全体を向上させなければならぬわけであります。大臣も閣僚の一人として、この年金改正を契機にひどく積極的な対応を要望いたしました、私の質問を終わります。

○木暮山人君 新緑風会の木暮でございます。

初めて、今回この法案は私学教職員を初め関係者

にとつて大変関心のある事柄が盛り込まれて

思いますが、この法案を取りまとめるに当たり

お伺いしたいと思います。

○政府委員(雨宮忠宏君) 今回の法案の作成に至る手続についてのお尋ねでございます。

今回の法案の作成に当たりましては、文部省の

中で設けられておりました私学共済年金研究会、これは平成二年から設けられたものでございま

が、学識経験者、学校法人関係者それから組合員関係者で構成されたものでございますが、その研究会の意見を聞くとともに、私学共済組合の運営審議会、これは法令上の審議会でございますが、この審議会、それから関係団体といたしまして全私学連合の事務局長会議等に出向きました、説明を行いまして意見を聞いておるわけでございます。

私たちもいたしまして、全体として御理解をいただけたものと、こういうように理解しておるものでございます。

○木暮山人君 その内容について何か具体的にひとつお話し願えればと思いますが。

○政府委員(雨宮忠君) 多くの議論といたしましては、改正法案の内容、どういう改正を行おうとしているかという質疑が中心でございました。全体の空気といたしましては、年金制度の長期的な安定、それから他の年金制度とのバランスの問題等々から、給付の問題、それから負担の問題それそれかかわってございますけれども、今回いざれにつきましてもやむを得ないのではないかということとして理解をいたいたものというように理解しておるわけでございます。

○木暮山人君 もう一つそこに関連させていただきまして、これはやっぱり年金とかこういうものに関しては、今現在の作業のやり方としていろいろとシミュレーションをやってみるのも一つの方法じゃないかと思うのでございます。そういう問題等をきつとおやりになつたかと思うんですが、先ほど本岡先生が御質問なさつた内容等においても、五年後、十年後、それはよくわからないよといふけれども、一応何かそういうものに対しでシミュレーションをやつた結果、確固としてこれはいいよといふようなことに結論が出てこの法案をつくつたものが、そこら辺もう一つ関連して御答弁願いたいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) もともと今回五年に一度の財政再計算期に当たっているという要素が一つあるわけでございまして、ここに至ります社会経

濟情勢の変化、例えば賃金の上昇でありますとかそういうようないろいろな要素の変化を勘案し、また高齢化というような今後の年金財政に及ぼす影響等々も勘案いたしまして、新たな掛金の負担を行いまして意見を聞いておるわけでございます。

私たちもいたしまして、全体として御理解をいただけたものと、こういうように理解しておるものでございます。

○木暮山人君 その内容について何か具体的にひとつお話し願えればと思いますが。

○政府委員(雨宮忠君) 多くの議論といたしましては、改正法案の内容、どういう改正を行おうとしているかという質疑が中心でございました。確な見通しの上に立った推測に基づいての考え方なども、それぞれの要素につきましてできるだけの従つたというように考えておるわけでございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。

○木暮山人君 次に、制度改正の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

年金額の改正措置の一環であると言われる標準給与の再評価について、従来の名目賃金の上昇率から実質賃金の上昇率を基準とすることとしているが、年金受給者にとっては受給額のふえる従来方式の方がよいものと考えられる。この点についてはどんなお考までございましょうか。

○政府委員(雨宮忠君) 率直に申しますと、先生御指摘のように、年金を受ける立場からいたしましては、従来方式の方が有利でございます。

ただし、今回あえてこのような案にいたしておられますのは現役世代というものが掛金を負担していく、それが現在の受給世代を支えておるという構造の中で、現役世代の名目賃金の上昇率を支給額の上昇とすることにそのままの形で反映させるのがいいのかどうか。これはもちろん年金財政自体がだんだん厳しさを増してきているという背景があるわけでございますけれども、そのことにつきまして、やはり保険料負担でありますとかあるいは税金の負担でありますとか、今後決して軽くはならない。そういう状況の中でも、むしろ現役世代の可処分所得というものに着目して年金給付の水準というものを考えていく方が適当ではないか、こういう考え方でございます。

人への一時金の支給措置について質問したいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) 日本においては、この外国人への脱退一時金制度の創設趣旨はどのようなものなのかお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) 日本においては、組合員の掛金負担にも影響を及ぼすものと考へられます。この改正によつて果たして掛金率はどのようになるのか、また私学共済の年金財政自体が将来どのようになるのか、ひとつ見通し等をお伺いしたいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) 私学共済の財政再計算によります掛金率の改定時期は来年の四月を予定しております。現在、その日程をもとにしまして新たな掛金率の改定といふことに向けた作業をしておるところでございます。したがつて、現時点ではまだ作業中でござりますので具体的な数字を申し上げることは差し控えたいと思うにしまして、組合員期間が六ヶ月以上でござります。日本に短期間在留する外国人につきまして、例えば企業に勤めて厚生年金に加入して掛金を払つて、しかし短期間の在留の後に帰つてしまふということによつて受給資格をそのままなくしてしまつて、いわば掛け捨ての状況になるという、そういう状況に対しまして何とかならないかということに対する暫定的な申しますが、一つの解決策としてしかしながら、前回、ちょうど五年前でございましたと、掛け上げ幅が千分の十六であつたということでございまして、全体の高齢化の状況あるいは年金財政の状況等から考えまして、余り具体に申し上げることは控えたいとは思いますが、その千分の十六からそう遠い数字に落ちつくということは考へにくいのではないかといふことでございます。

○木暮山人君 負担面の点でもう一点お伺いいたしました。

○木暮山人君 お答えでございます。

○木暮山人君 脱退一時金の額自体は、その方の組合員期間に応じまして、その期間の平均標準給与月額にそれぞれの組合員期間のくりりに応じました率を適用いたしまして算出したものを支給する、こういう仕組みでございます。

○木暮山人君 それで、現在私学の教職員としていたところでは、私立学校の教職員としまして現在の実態等について御存じでしたらお伺いしたいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) 文部省で調査いたしましたところでは、私立学校の教職員としまして現在約四五百人の外国人の方が在籍しているものと

し、それの方々のすべてが今回の脱退一時金の対象になるかどうかということをございますけれども、四千五百人のうちの何割かの方々は日本に永住が見込まれているという方も含まれております。

して、すべての方々がその脱退一時金の対象になるとということには必ずしもならないということをございますが、かなりの外国人の方々が対象になります。

○木暮山人君 その四千五百人の外国人、それは結構なのありますけれども、いろいろそのランクがあると思うんです、永住する方と五年ぐらいで帰る方と二年ぐらいいの方、また短期間でお帰りになる方。そこら辺はどんなふうになつておるのかということと、もう一つ、どこの国から一番たくさん来ておいでになるか、そこら辺がわかりましたら。わからなかつたら結構であります。

○政府委員(雨宮忠君) 滞在期間別のデータは現字で申し上げますと、四千五百人のうちで最も多いのがアメリカでございまして約千五百人、それからその次が韓国等の方々でございまして約一千四百人でございます。あとイギリス、中国、カナダ等々の国でございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。
在持ち合わせてございませんけれども、国別の数字で申し上げますと、四千五百人のうちで最も多いのがアメリカでございまして約千五百人、それからその次が韓国等の方々でございまして約一千四百人でございます。あとイギリス、中国、カナダ等々の国でございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。

んどうかと思うわけでございます。

まだ日本とどこかの国との間でそのような協定というのは結ばれておらないわけでございまして、年金制度の差異その他の要因が絡んでおるこ

とかと思うわけでござりますけれども、厚生省を中心とした年金通算協定に関する検討状況、

各國との折衝の状況等を見守りながら、その検討の過程で文部省といたしましても適切に対処してまいりたい、かように考えておるところでござい

ます。

○木暮山人君 普通、学生の単位の問題とかそういう問題については今相当進んでおりまして、外國の単位が国内にも通用してきておりますが、この年金とかそういう相互の通算の問題等について実際に話は今起きておりますか。それとも、全然何もなくて今からというふうなところですか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) 厚生省から仄聞したところでおございますけれども、いつとき西ドイツとの間でございまして、西ドイツとの間でございましたといふのがアーリカでございまして約千五百人、それからその次が韓国等の方々でございまして約一千四百人でございます。あとイギリス、中国、カナダ等々の国でございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。

○政府委員(雨宮忠君) 滞在期間別のデータは現字で申し上げますと、四千五百人のうちで最も多いのがアメリカでございまして約千五百人、それからその次が韓国等の方々でございまして約一千四百人でございます。あとイギリス、中国、カナダ等々の国でございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。

○政府委員(雨宮忠君) 滞在期間別のデータは現字で申し上げますと、四千五百人のうちで最も多いのがアメリカでございまして約千五百人、それからその次が韓国等の方々でございまして約一千四百人でございます。あとイギリス、中国、カナダ等々の国でございます。

教員は全体の奉仕者であり、その身分は尊重さ

れ、その待遇の適正が期せられなければならないとの教育基本法第六条の趣旨に基づき、国公立学校教職員の共済制度との均衡に配慮して昭和二十九年に私学共済組合が設立されたところであります。

私学共済組合は、設立以来逐次教職員の福利厚生の充実に努めてきたところであり、このことにより私立学校教育ひいては我が国の学校教育の振興に大きく寄与してきたものと認識をしております。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。
最後に、私ども、私学共済は各種の福祉事業を実施していると聞いておりますが、現役組合員の理解を得るために福祉事業について今後さらに充実すべきであると考えますが、文部省の考え方についてひとつ御意見をお伺いしたいと思いま

す。

○木暮山人君 どうもありがとうございました。
最後に、私ども、私学共済は各種の福祉事業を実施していると聞いておりますが、現役組合員の理解を得るために福祉事業について今後さらに充実すべきであると考えますが、文部省の考え方についてひとつ御意見をお伺いしたいと思いま

す。

○政府委員(雨宮忠君) 私立学校教職員共済組合におきましては大きく分けまして三つの事業を実施しておるわけでございまして、いわゆる健康保険に相当します短期給付の事業、それから厚生年金に相当する長期給付の事業、それに加えまして各種の福祉事業を実施しているわけでございま

す。

○木暮山人君 時間でござりますから質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○木暮山人君 時間でござりますから質問をこれで終わらせていただきたいと存じます。

○及川順郎君 今回の法改正につきましては、こ

れは提案のときから私たちもこの水準まではとい

うことで一緒に作業し勉強してきた経緯がござい

ます。また、先ほどもお尋ねがございましたけ

れども、宿泊所の経営に関します宿泊事業も実施

しております。それから、台東区の下谷に病院を

います。また、先ほどもお尋ねがございましたけ

れども、宿泊所の経営に関します宿泊事業も実施

しております。それから、台東区の下谷に病院を

います。また、先ほどもお尋ねがございましたけ

れども、宿泊所の経営に関します宿泊事業も実施

あるいはサービスというものを提供するということによつて現役の組合員の理解がより深まるとい

うこともあります。そもそもそれがまた共済組合の目的であるわけでございます。

福祉事業につきましては、多様でかつ量的にも質的にもよいものが提供されるというのがもちろん一番いいわけでございます。ただし、それもまた学校法人あるいは組合員の掛金で負担されるということもなつておる関係上、おのぞと限界もあるわけでございますけれども、その範囲内できただけの充実に努力するのが適当であろう、かよ

うに考えておるところでございます。

○木暮山人君 在掛け金を払つてある組合員の福利厚生を図るとい

う上で福祉事業というのは大変重要なものでござ

うこともあります。そもそもそれがまた共済組

合の目的であるわけでございます。

この基本的な理由の底流にあるものというのは、基礎年金の部分だけではなくて一階の上に乗せられる比例部分ですね、この部分においても無縁ではない時代的要因といいますか、制度に課せられた要因であるといううござい私ども受けとめておるわけでございます。

この私学共済年金の設立の趣旨にかんがみますと、非常に今日までの御努力もありまして潤沢に運営がなされている。こういう状況はあるんですけれども、今申し上げました長期的財政の安定化、さらにはまた年金制度への信頼確保という観点から、この共済の年金受給者に対してその所管である文部省としましてどのような姿勢で臨んでおるのか、この点についてまず御質問をさせていただきたいと思います。

○政府委員(雨宮忠君) 私学共済の現状でござりますけれども、組合員数、これは長期給付分掛金を負担しておる者に限って申しますと約三十九万人、年金の受給者数が約三万人ということです。いまして、組合員数を母数としたいわゆる成熟度、これが八・六%ということです。他の公的年金制度に比較いたしまして成熟度が大変低いということです。したがって、それだけ比較的ゆとりがあるということです。

また、積立金につきましても約二兆円の積立金を持つておるという状況でございまして、これらの状況を反映いたしまして、長期給付にかかります本人負担の掛金率が現在十分の五十九という状況でござります。本人負担はそういうことでございますけれども、これが他の例えは厚生年金保険ということになりますと、事業主負担を合わせまして保険料率が一四・五%というようなことと比べましてもかなり良好な財政状況であるというのが基本的に言えようかと思うわけでございます。

しかしながら、組合員数の規模ということを考えますと、ここ五年、非常に大きづかに申しまして一年間に約一万人程度ずつ組合員数がふえておりました。児童生徒数もどんどん減りつつあるわけでござりますし、それは当然組合員数の規模ということに影響いたしますし、また私学経営あるいは私学教職員の報酬等の勤務条件というものにも影響していくわけでございます。

今後、将来のことを考えますと必ずしも楽觀をしているわけにはまいらないわけでございまして、将来の負担ということを考えますと、やはりできるだけ現役世代でなし得る負担、これも他の年金制度に比べて必ずしも多くはないわけでございますけれども、なし得る負担、適切な負担といふものの求めつつ、私学共済年金の財政の健全化というものは今後ともよほど注意していかないと悪い状況になるのではないか、かように考えておるところでございます。

○及川順郎君 今の御答弁の中で、少子化、生徒数の減少が一方であって、それで一方では教職員がふえていくというんですね。この状況というの

は、普通は生徒数が減つていけば教職員はそれなりに減少傾向を示していくという常識的な考え方になるんですけども、この現象をどういうぐあいにごらんになつておりますか。片方は減つているのに片方はふえている。

○政府委員(雨宮忠君) 私どもといたしましては、例えば高等教育機関を例にとりますと、現在でも十八歳人口は減りつつございますけれども、私立の高等教育機関についての新たな設置とい

ても、今までずっと拡充あるいは拡大が図られてきたこと、それが今後とも続くであろうとはやはり考えにくいたるうというように考えておるこ

ども、平成元年度水準に比べて報酬比例部分が一六%，それから物価スライドに対して実質的なアップ率は三・四%という状況の数値が示されていますけれども、基礎部分を含めまして、年

金受給者にとりましては、言うなればバーセントで言われるより金額的に実質どのぐらいになるのかなという、こういう方が非常にわかりいいんじやないかというような思いがするわけですけれども、実際に受給者が年金を受けるトータルな面

で金額的に比較しますとどのぐらいになりますか。

○政府委員(雨宮忠君) 具体にとすることになり

ますと種々の方策を有効にとったといふことになりますが、具体的にこういう面で力点を置いてこの

アッパー率は三・四%という御説明がいるんですけども、基礎部分を含めまして、年

金受給者にとりましては、言葉なればバーセントで言われるより金額的に実質どのぐらいになるのかなという、こういう方が非常にわかりいいんじやないかといふものでありますけれども、なしうる負担、適切な負担といふもの求めつつ、私学共済年金の財政の健全化

というものは今後ともよほど注意していかないと悪い状況になるのではないか、かように考

えておるところでござります。

○及川順郎君 最近年金を受け始めた男

子の平均的なケースで見てみると、例でござ

ますけれども、平成五年度二十一年五百円とい

う数字の減少が一方であって、それで一方では教職員

がふえていくというんですね。この状況というの

は、普通は生徒数が減つていけば教職員はそれなりに減少傾向を示していくという常識的な考え方

になるんですけども、この現象をどういうぐあいにごらんになつておりますか。片方は減つてい

るのに片方はふえている。

○政府委員(雨宮忠君) 私どもといたしましては、例えは高等教育機関を例にとりますと、現在

でも十八歳人口は減りつつございますけれども、

私立の高等教育機関についての新たな設置とい

うような状況がござります。

そんなことで、少子化が直ちにそのまま減少と

いふことになりますと、事業主負担を合わせま

して保険料率が一四・五%というようなことと比

べましてもかなり良好な財政状況であるとい

うのが基本的に言えようかと思うわけでござ

ります。

しかしながら、組合員数の規模ということを考

えますと、ここ五年、非常に大きづかに申しま

して一年間に約一万人程度ずつ組合員数がふえてお

りますけれども、収入総額に対する運用収入でござ

りますが、私学共済の場合とほかの方を比べま

すと、例えてみるならば、厚生年金は一五・

六%，それから国家公務員、連合会だけを出して

きました資料で私の方でちょっと計算してみた

んですけども、収入総額に対する運用収入でござ

りますが、私学共済の場合とほかの方を比べま

すと、例えてみるならば、厚生年金は一五・

六%，それから国家公務員、連合会だけを出して

きました資料で私の方でちょっと計算してみた

んですけど

見を承つて私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 結局は一元化の方向に進むということだろうと思ひますが、その一元化をどういふ方法でなし遂げるかということは今後の課題でございます。

しかしながら、糾余曲折を経ながら、やはり方向としては先生御指摘のように一元化の方向に向かう。ただその場合、先生のお話の中にありますように、私立学校共済は大変健全性を維持しながらやつてこられた。そういう関係者の御努力があつたわけでございますので、一元化するについては、そういう関係者の過去の御努力を評価するような方法の一元化が私は望ましいのではないのか、そのように思つております。

○橋本教君 続いて、私から質問させていただきますが、今回の法案の最大の問題点は、国民にとつて年金の満額支給開始年齢を六十歳から六十五歳に繰り延べる、これが一つの重要な問題であります。この問題について村山首相は、安らかに老いていかれる社会、こういったことをおっしゃいましたが、果たしてこれでそういう状況になるのかどうか、重大な疑問があるわけです。

そこで、端的にまず最初に伺いますが、六十歳から六十五歳までの間に部分年金を支給する、こうしたことあります、私学共済の場合、報酬比例部分のその部分年金は大まかに言つて平均してどれくらいになるか、つまり、私の見当では満額年金の半分程度ではないかと思うのですが、ま

○政府委員(雨宮忠君) 六十歳代前半期の退職年金につきましては、委員御指摘のように、いわゆる定額部分というのをやめていきまして、段階的に報酬比例の部分年金に移行させるというこになつておるわけでございます。

その水準が現行のものと比べましてどれぐらいになるのかといふことでござりますけれども、報酬比例部分が個人個人の現役組合員時代の給与水準に応じて定められるということでござりますけれども上げかねるところもあるわけでございますけれど

も、おおむねのお尋ねでございますので申しますと、大体半分程度になるのではないかというよう

額、これは組合員期間二十年以上でも大体月に十九万円程度ではないかと、こう判断いたします。

○橋本教君 私の指摘したとおりでありますが、

さらにこれを具体的に検討してまいりましょう。現在の私学共済の一人当たりの平均退職年金額、これは組合員期間二十年以上でも大体月に十九万円程度ではないかと、こう判断いたします。

そうしますと、その半分ですから十万足らずになりますね。二十年未満という方もたくさんいらっしゃるわけで、この場合にはどうなるかということがありますと、月に五万円程度ということになりますと、月に五万円程度ということがありますから、その半分程度となりますと二万五千円ですね。これで果たして先後の安定的生活の基盤たり得るかというと、これはもう絶対にそつはならない。五万や十万以下ではどうにもならないわけであります。

とりわけ女性の場合はまた深刻でありまして、組合員期間二十年以上でも、賃金差別がございまさから現在月十六万円弱ということで、その半分といえ八万円程度になつてまいりますから、男性よりさらに低くなつてくるわけです。このようにさらに低くなつてくるわけです。

こういうわけですから、本来の満額年金でも生生活はぎりぎりという現状でありますのに半分になると、いうことになりますと、これは生活不安の増大であることはもう言うまでもありません。

ですから、こういつた問題を、将来の安らかに

老いていかれる保障ということならば、さらに改善することこそ求められているときに、まさにこれは逆行ではないかといふことがます重大な問題であります。大臣はこの点いかがお考えでしょうか。

○政府委員(雨宮忠君) 今回の改正のねらいの大まきものの一つに、委員御指摘のように、六十歳代前半期の年金の扱いといふのが大きなものとし

間、いわゆる六十歳代前半期におきましては、雇用を含めまして多様な生活設計を行つてその間を過ごしていくといふような考え方でやつてゐるわけでございます。

確かに、御指摘のように、六十歳代前半期の年間でござります。

現在の私学共済の一人当たりの平均退職年金額、これは組合員期間二十年以上でも大体月に十九万円程度ではないかと、こう判断いたします。

そうしますと、その半分ですから十万足らずになりますね。二十年未満という方もたくさんいらっしゃるわけで、この場合にはどうなるかということがありますと、月に五万円程度ということになりますと、月に五万円程度ということがありますから、その半分程度となりますと二万五千円ですね。これで果たして先後の安定的生活の基盤たり得るかというと、これはもう絶対にそつはならない。五万や十万以下ではどうにもならないわけであります。

とりわけ女性の場合はまた深刻でありまして、組合員期間二十年以上でも、賃金差別がございまさから現在月十六万円弱ということで、その半分といえ八万円程度になつてまいりますから、男性よりさらに低くなつてくるわけです。このようにさらに低くなつてくるわけです。

こういうわけですから、本来の満額年金でも生生活はぎりぎりといふ現状でありますのに半分になると、いうことになりますと、これは生活不安の増大であることはもう言うまでもありません。

ですから、こういつた問題を、将来の安らかに

老いていかれる保障ということならば、さらに改善することこそ求められているときに、まさにこれは逆行ではないかといふことがます重大な問題であります。大臣はこの点いかがお考えでしょうか。

○政府委員(雨宮忠君) 今回の改正のねらいの大まきものの一つに、委員御指摘のように、六十歳代前半期の年金の扱いといふのが大きなものとし

障がないままこういった満額支給六十五歳からにしていくといふ、そこのところがまさに重大な問題であります。

そこで、私学の問題について具体的に考えてまいりましょう。

金額そのものを考えたときは従来に比べて厳しいうものが出てくるわけでございますけれども、雇用等も組み合わせましてそこを乗り切つていくと

いうことがやはり今後の年金財政上の要請でもございますし、また今後の高齢化社会を迎えて現役世代の負担といふことを考えてみた場合も、やむを得ない方向ではなかろうかというようになりますから、改めても

確かに、御指摘のように、六十歳代前半期の年間でござります。

○橋本教君 ですから、今、審議官お話しのよう

に、部分年金だけで老後の生活が保障されないということをお認めになつた上で、六十五歳では雇用を加えて多様にやっていくことが考え方だというふうにおっしゃいました。そこで、六十五歳までの雇用といふのが次に問題になりますが、今おっしゃったとおり。

現在、我が国の一般的な労働事情を考えてみると、例えはこの六月に労働省が発表した雇用管理調査結果速報といふのがございますが、一律定年制を採用している企業のうちで定年年齢が六十歳以上がどれくらいあるかといふと、わずか七%にしかすぎないんですね。これは労働省の速報です。

特に五千人以上の大企業になりますと、大企業ほど長く定年を延ばして雇用すればいいと思うんですが逆であります。五千人以上の大企業になりますが逆であります。一・七%ではあるかに低いんですね。今後六十一歳以上定年へ改定の予定がある企業を含めてみても全体としてわずか九・三%にすぎませんが、五千人以上の大企業ではわずか一・七%と変わりません。

だから、厚生年金全体として、あるいはまた日本全国にとつて、今審議官がおっしゃつた六十五歳までの雇用といふのは、これは実は保障されていない大変な状況なんですね。こういう保

障がないままこういった満額支給六十五歳からにしていくといふ、そこのところがまさに重大な問題であります。

そこで、私学の問題について具体的に考えてまいりましょう。

私学の問題については、本岡委員から先ほども

御指摘があつたんですけれども、私学の現状とし

て平均で大体どれくらいに定年がなっているかと

いうことが問題になりますが、現在六十五歳定年

になりますと、それは大学、短大、そちらあたりで、それ以外の高校、中学あるいは幼稚園の教員の場合に定年は大体どういう現状であるか、改めても

一度この点を具体的に答弁してください。

○橋本教君 ですから、今、審議官お話しのよう

に、部分年金だけで老後の生活が保障されないということをお認めになつた上で、六十五歳では雇用を加えて多様にやっていくことが考え方だというふうにおっしゃいました。そこで、六十五歳までの雇用といふのが次に問題になりますが、今おっしゃったとおり。

現在、我が国の一般的な労働事情を考えてみると、例えはこの六月に労働省が発表した雇用管理調査結果速報といふのがございますが、一律定年制を採用している企業のうちで定年年齢が六十歳以上がどれくらいあるかといふと、わずか七%にしかすぎないんですね。これは労働省の速報です。

特に五千人以上の大企業になりますと、大企業ほど長く定年を延ばして雇用すればいいと思うんですが逆であります。五千人以上の大企業になりますが逆であります。一・七%ではあるかに低いんですね。今後六十一歳以上定年へ改定の予定がある企

業を含めてみても全体としてわずか九・三%にすぎませんが、五千人以上の大企業ではわずか一・七%と変わりません。

最近、総務省の統計局が、厳しくなつた定年後

の雇用環境ということで分析しているんですが、それが逆であります。一・七%ではあるかに低いんですね。今後六十一歳以上定年へ改定の予定がある企

業を含めてみても全体としてわずか九・三%にすぎませんが、五千人以上の大企業ではわずか一・七%と変わりません。

だから、厚生年金全体として、あるいはまた日本全国にとつて、今審議官がおっしゃつた六十五歳までの雇用といふのは、これは実は保障されていない大変な状況なんですね。こういう保

障がないままこういった満額支給六十五歳からにしていくといふ、そこのところがまさに重大な問題であります。

そこで、私学の問題について具体的に考えてまいりましょう。

私学の問題については、本岡委員から先ほども

御指摘があつたんですけれども、私学の現状とし

て平均で大体どれくらいに定年がなっているかと

いうことが問題になりますが、現在六十五歳定年

になりますと、それは大学、短大、そちらあたりで、それ以外の高校、中学あるいは幼稚園の教員の場合に定年は大体どういう現状であるか、改めても

一度この点を具体的に答弁してください。

○政府委員(雨宮忠君) 定年制の適用を受けてお

ります教員について見てみた場合に、学校種別ご

とで、大学の場合六十六・四歳、短大が六十六・

二歳、高校が六十二・二歳、幼稚園が五十七・一歳であることはござります。また、最多定年年齢

は、大学、短大が六十五歳、そながが六十歳と

いうことでもござりますので、今、委員御指摘のとおり、この点を具体的に答弁してもらいたい

ところで、大学の場合六十六・四歳、短大が六十六・

二歳、高校が六十二・二歳、幼稚園が五十七・一歳であることはござります。また、最多定年年齢

は、大学、短大が六十五歳、そながが六十歳と

いうことでもござりますので、今、委員御指摘のとおり、この点を具体的に答弁してもらいたい

ですから、本当に雇用の裏づけなしには暮らすことができないよとお認めになつたんだが、その雇用が実は私学の教員の場合でも、おつしやつたようだ。大学、短大を除いてはこれはもう極めて厳しい環境の中にあるわけです。

そこで、私は、特に今おつしやつた幼稚園の教員の場合、平均してこれは六十になつてないことはお認めになつたとおりですが、これについて全国私立学校教職員組合連合が昨年全国の百四十の幼稚園の調査をした調査結果が出ておりますのでこれに基づいて見ますと、五十五歳定年が一四・七%、五十歳定年が五・三%、四十五歳定年が四%、四十歳定年が一・三%もあるんですね。また、ひどいところでは、結婚したら退職していただきますよというところも一・三%ある、こういうわけです。

今幼稚園の平均が五十七・一歳だということをおっしゃいましたが、個々具体的にこういう実態であるということについて文部省としては実態を調査あるいはその他いろんなことで把握しておられるんでしょうか、どうですか。

○政府委員(雨宮忠君) 個々の定年の状況につきまして調べていることはございません。

○橋本敦君 そういう実態も正確に把握しないまま、言葉だけで六十五歳までの雇用を確保しながらこの年金体制に入つていくと言つたって、それはだめですよ。そういう実態も踏まえて一体どうなのかということを真剣に私は考える責任があると思うんですが、そういう責任を果たしておられないのが極めて遺憾であります。特に、私立幼稚園の場合、働きたくても働けないという実態があるということを私は指摘をしておきたいと思います。

この私学教職員組合連合の昨年の調査で、私は非常に注目をしたんですけども、働きたくても働けないという回答、これが具体的に出てるんですね。それを具体的に言つてみますと、夢を持つて仕事についた、幼稚園の先生になつた。しかしながら

ら、働きたいけれどもやめたいという気持ちが強くなつたということで、まず第一に挙がつてゐるのは仕事の割に給料が安いという、こういう深刻な実態がある。それから二つ目は、超過勤務が多くてしかも残業手当がつかない幼稚園が多いということ。それから三つ目には、子供に対する行事その他がたくさんあって、家に持ち帰る仕事が多くて自分の時間がとても少ないということがある。こういう実態が報告されてるわけです。そういうわけですから、労働条件それ自体が現在働く中で大変なんですね。

試みに調べてみると、この実態調査では、九三年度の短大卒の私立幼稚園教員の初任給は十三万八千八百四十七円、一般企業の短大卒初任給平均は十六万五千円、これに比べて二万六千円も安いこういう状況です。一般企業の高卒平均が十五万六百円、こう出でておりますが、これにも及ばない、こういう状況にあるわけです。

したがつて、十分に労働基準法が守られていないという、そういう幼稚園の職場がかなりあるといふこともございまして、この問題については軽視できない現状が現にあるわけです。

それで、文部省の学校教員統計調査報告というのが、これが一九九二年度で出ておりますけれども、この私立幼稚園の教員について平均勤務年数がどれくらいになっているかちょっとお知らせください。

○政府委員(吉田茂君) 先生御指摘の幼稚園の本務教員の平均勤務年数でございますが、私立については平成四年度の統計では七・四年という数字でございます。

○橋本敦君 ちょっと済みません、委員長。
これ資料見ていただきと、私のこれでは五・一年になつてゐるんです。

○政府委員(吉田茂君) 調査年度とか数字のどちらの差が数字によつてあるのかもしれませんが、四年度の本務教員、これの平均勤務年数は七・四年という数字を私は指摘をしておきたいと思ひます。

○橋本敦君 私が指摘した問題に大臣以下政府委員の方は的確にどなたも答えられないわけですよ。それは答えられないでしよう、こういう実態で放置されたらどうなるかという問題。ですから、この年金の今度の改正というの私は大反対なんですよ。

○橋本敦君 私は、私の手元の資料で五・一年と申し上げたんですが、仮に七・四年としても、私立幼稚園の場合、平均勤務年数はそういうわけですが、これは実際は一体どれくらいになつてゐるかということです。

先進国はどれくらいになつてゐるかと調べてみますと、先進国では一クラス十五人というのが大体平均です。フランスが十五人、ドイツが二十人ないし二十五人、アメリカも二十人から二十五人、イギリスは十三人。まさに一人一人の子供たちに目を届かせて、大事に大切に育ててやるという思いがこなすことからもうかがえますが、日本では基準が四十人のままだと。これだけでも大変な教育条件のおくれではないか。せめて三歳児だけでも基準を下げて指導をしていくという、そういう考え方がありますか、文部省。

○政府委員(野崎弘君) 設置基準では、御指摘ございましたように「一学級の児童数は、四十人以下を原則とする」。こういうことで定めておるわけですが、やはり児童にきめ細かにしたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(吉田茂君) 私立幼稚園の先生方の今のお詫の勤務年数なりあるいはそのほかいろいろの労働条件ということを考えまいりますと、文部省でそういう勤務条件について直接関与する立場にはないわけでございますが、しかし設置基準 자체をどうするかということにつきましては、現在、幼稚園の教育環境の整備のあり方について調査研究協力者会議を設けておりまして、そこで幅広く検討していただいているわけですが、それは最も低い基準でございますから、その中で各設置者がどうするか。例えば、年齢別に児童数を決めるというようなこともこれは設置者ができることでございます。

ただ、年齢別に基準を設けるということにつきましては、私どもはやっぱり、幼稚園設置基準とまでは、私どもはやつぱり、幼稚園設置基準と一クラスの人数は四十人を基準としておるわけですが、これは実際は一体どれくらいになつてゐるかということです。

今おつしやいましたけれども、私立幼稚園の勤務条件の向上に協力するということですが、現在一クラスの人数は四十人を基準としておるわけですが、これは実際は一体どれくらいになつてゐるかということです。

○橋本敦君 私は、私の手元の資料で五・一年と申し上げたんですが、仮に七・四年としても、私立幼稚園の場合、平均勤務年数はそういうわけですが、これは実際は一体どれくらいになつてゐるかと調べてみますと、先進国では一クラス十五人というのが大体平均です。フランスが十五人、ドイツが二十人ないし二十五人、アメリカも二十人から二十五人、イギリスは十三人。まさに一人一人の子供たちに目を届かせて、大事に大切に育ててやるという思いがこなすことからもうかがえますが、日本では基準が四十人のままだと。これだけでも大変な教育条件のおくれではないか。せめて三歳児だけでも基準を下げて指導をしていくという、そういう考え方がありますか、文部省。

○政府委員(野崎弘君) 設置基準では、御指摘ございましたように「一学級の児童数は、四十人以下を原則とする」。こういうことで定めておるわけですが、やはり児童にきめ細かにしたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(吉田茂君) 私立幼稚園の先生方の今のお詫の勤務年数なりあるいはそのほかいろいろの労働条件といふことを考えてまいりますと、文部省でそういう勤務条件について直接関与する立場にはないわけでございますが、しかし設置基準 자체をどうするかということにつきましては、現在、幼稚園の教育環境の整備のあり方について調査研究協力者会議を設けておりまして、そこで幅広く検討していただいているわけですが、それは最も低い基準でございますから、その中で各設置者がどうするか。例えば、年齢別に児童数を決めるというようなこともこれは設置者ができることでございます。

ただ、年齢別に基準を設けるということにつきましては、私どもはやつぱり、幼稚園設置基準とまでは、私どもはやつぱり、幼稚園設置基準と

んです、子供に知らせていい方法を教えてくださいとか、何か手書きみたいなものがないだらうかとか、あげくの果ては肥田さん書いてくださいよ。そういうようなことまでおっしゃるわけです。文部省は周知徹底するためにそれなりの指導をしていらっしゃると思いますので、その辺について、まず伺いたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) 条約につきましての政府全体としての周知は、外務省を中心になつてやつておるわけでございます。そういう意味で、私どもも外務省と協力しながらいろいろな形での周知をしておるわけでございます。

もちろん、大人のみならず子供にも周知するこどが大事なわけでございます。外務省で子供向けの条約のリーフレットを作成いたたいたわけでござりますので、その作成に協力するとともに、学校現場へ速やかに配付するよう、そしてまた積極

的に活用されますように各都道府県教育委員会等を指導しているところでございます。

○肥田美代子君 じゃ、外務省のつくったパンフレットを文部省がお配りになつたということですね。特別文部省としては独自のものを今後ともおつくりになりませんか。

○政府委員(野崎弘君) 実際にこの児童の権利条約を教える場というのは、教科で言いますと、中学校の社会科の公民的分野とか、あるいは高等学

校の現代社会とか政治・経済・家庭一般などの多くでこれを取り上げる形になるわけでございます。したがつてまた、教科書にもそのようなことが既に記述をされております。これらの教科の時間のほかに、道徳とか特別活動においてこれを適宜取り上げるわけでございますけれども、やはりその辺は各学校におきます工夫ということでいろいろ取り組んでいただくことが大事だと、こう思つておるわけでございます。

条約の基本的な考え方方は既に五月二十日付で事務次官通知を発出しておりますが、そういうものを活用いたたくほか、各種の広報紙とか刊行物、そういうものも出しております

ので、そういうものも参考にしていただきたい、このように思つております。また、教育委員会の担当者あるいは教員を対象といたします各種の会議とか研修会でその趣旨の徹底を図つておりますので、ぜひそういうものを活用しながらそれぞれの学校の実態に応じた指導をお願いしたい、このように思つております。

○肥田美代子君 けざ、こちらに参ります途中で小学校に寄つてみたんです。そして、外務省がつくれたパンフレット、ポスターがどこにあるかなというふうに探したんですが、見当たらぬんですね。それで教頭先生にお尋ねしたら、随分前に玄関の掲示板に張つてあつたけれども、あれは一ヶ月ごとに交換しますので、既に取り扱いましたとおっしゃるんですね。こういう感じでいいんでしょうか、広報する立場としては。どうでしようか。

○政府委員(野崎弘君) これは各クラスにも配付できる部数を各学校に配つております。具体的には、それぞれの学校の学級数にプラス一部を足しまして配付をすると、全体でいきますと約八十万部の配付をしておるわけでございます。それを現実にどうするかは各学校で御判断いただくわけでもございますけれども、私どもとしては、教室や廊下等に適宜掲示するなど積極的な活用について要請をしておるところでございます。

個々具体的の実態がどうかということは私どももまだ把握しておりませんけれども、ぜひそういうふうなことを返すつもりはないんです。したがつてまた、お言葉を返すつまでは今後とも指導を続けてまいりたい、このように思つております。

○肥田美代子君 私も各クラスに一枚ずつあると思つてたんだ。ところが、きょうの学校の先生がおっしゃるには、二百七十三名の学校でしたけれども、一二、三枚は参りましたとおっしゃるんです。ですから、少し現場の状況が文部省が把握していらっしゃるのと違うんじゃないかななどいう思つておるわけでございます。

たち一人一人がこれを知ることによって少しずつ子供自身の暮らし方というものが変わっていくものだと思つておりますので、とりわけこのことについてよろしくお願いしたいと思います。

それで、権利条約が日本で批准され、これは本当に私たちうれしいことなんですが、ただ学校現場では今大変に子供の権利が阻害される事柄が起つております。いじめによる自殺ですが、私が報道を見ましただけでも、この六月から九月までの間に五件、他にも私が見落としておるかもしませんけれどもございます。それはいじめによる自殺らしいという報道でございますが、その報告は事後受けていらっしゃいますか。

○政府委員(野崎弘君) 個別に新聞等で話題になつた事件、そういうものにつきましては事情をお聞きして把握に努めておるわけでございます。

○政府委員(野崎弘君) 先生御指摘の平成六年度、今年度の案件でございまますと、まだ県からは件数としてどうかというような報告は来ておりません。

ただ、具体的に個々の事件が新聞等で出ましたときには、県としてどういうことにつきましては個別に事情を聞いておると、こういうことでございます。

○肥田美代子君 お言葉を返すつもりはないんですけど、年度が終わつてから数が出てくる、それとも、年度が終わつてから数が出てくる、そういうふうな悠長な話ぢやないと思うんですね。ですから、一回ずつの事案についてどのように調査されたのか、まず具体的にお話しいただけませんか。

○政府委員(野崎弘君) 先生先ほど五件ほどといふ御指摘がございましたけれども、私どもも、これはいろいろ新聞記事等で出ました岡山県総社市事件、あるいは愛知県安城市におきます事件、その他それぞれ県から事情をお聞きし、県におきます対応につきましてもお話を伺う、こういうこ

とで臨んできてるわけでございます。

○肥田美代子君 聞いたというのは多分電話でお聞きになつたと思うんです。文部省というのは子供さんを預かっているんですよ。そういうときにもし自分の子供がそついう目に遭つたとしたらどうなさるかなというふうに思うんです。その対応が余りにも他人事過ぎないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 対応の話でございますが、御存じのように、例えば児童生徒の自殺といふような形で記事になつたとしても、それがじめによると、いうようなことですといじめた者が一体どうう者があつたかとか、いろいろな事実関係が参るわけでございます。私どもといいたしましては、そういう事実関係をできるだけ県の教育委員会を通じまして伺うわけでございますけれども、それに場合は場合によると刑事事件と申しますが、警察の方も絡んでこなきやならない、そういうふうなこともあります。

小中学校の場合と、具体的には市町村の教育委員会が学校を直接管理しておるわけでございまして、市町村の教育委員会が現実にどういうふうなことをあるわけでございますので、市町村の教育委員会が対応をしたか、そしてまた、市町村の教育委員会からしますと各学校における対応がどうであつたかというふうに、大変この問題につきましてはいろんなところが絡んでまいりますので、私どもといたしましてはできる限りの方法によりまして事件はいろいろ新聞記事等で出ました岡山県総社市事件、あるいは愛知県安城市におきます事件、やはりそこには一定の限界があるということでおつしやいましたけれども、私はこういうことに関し

て本当に限界があるのかなという気がするんですよ。ですから、文部省としては、例えばすぐにそこの現場にすつ飛んでいって、いろいろの方の話を聞くべきですよ。亡くなつた子はもう物が言えないわけですから、いじめた方の証言しか聞けないわけですが。やはり教育委員会であるとか文部省であるとか、そういう第三者的な立場に立つ人がもつと素早くその現場に行つていろんな調査をなさることが、これから事件を防ぐために必要だと思うんですね。

というのは昔から実はございまして、私自身の子供のころを考えても、いじめつ子、いじめられつ子というような表現もあつたくらいですから、そういう現象は昔からあつたと思いますが、今のようない度を超えたものでは昔はなかつたと私は思つております。それはいろんな原因に起因していると思いますが、昔は兄弟がたくさんの中で育つた子供が多くて、家庭の中でそういうものの訓練がある程度なされていましたという説もあります。

しかし、これは学校教育の中だけでは解決できない問題として、やはり保護者あるいは御両親が、日ごろのしつけの問題、物の考え方の問題あるいは道徳の問題として、弱い者をいじめるといふのは正しくないということを子供にしっかりと教えるというところから始めなければならないと思います。

そういう教育は学校の先生も子供に対し日ごろいろいろな場面で教えていく必要があると思いますし、また目に余るそういう行為が行われている場合には、現場の教師あるいは校長先生が迅速に対応していくことも必要あると思います。また、不幸にしてそういうことが起きた場合には、やはり私ども文教行政をあずかる者がそういう一つ一つの事件を大切に受けとめて、その後の教訓として十分生かしていくという態度が必要なのではないかと思っております。

○上山和人君 日本国社会党・護憲民主連合の上山和人でございます。今後の肥田委員の質問と関連させながら、私は子どもの権利条約問題に絞って御質問を申し上げます。四十分という時間の制約がございますから、お答えになる方もどうかひとつ要領よく簡明にお願い申し上げます。

子どもの権利条約の批准案件が承認されましたのはことしの三月二十九日の参議院本会議でありますから、それから七カ月余りが経過しております。そして、効力を生じたのは五月二十二日ですから、それから五カ月余りが過ぎております。こ

の間は、今肥田委員が質問をされましたように、初期の段階ですからとりわけこの条約の理念、精神、趣旨などの内容をどのように子供たちあるいは教職員を初め関係者に知らしめるか、これが一番の重要な課題だと、特に今の時期には思います。

そこで、肥田委員から文部省にも質問がありましたが、これまで何をされたかについてはある程度わかつたんだけれども、文部省の主体的な独自の広報活動はほとんどおやりになつていません。外務省がパンフレットを百万部おつくりになつたのを、たしか文部省で八十万部お引き受けになって、各学校のクラスにまでそれが届くように配付する計画であるというのが六月二十二日のこの委員会の質問の段階では明らかにされておりますけれども、その後どうそれが行き届いているのかと

いうことについて案じておりました。

今肥田委員の質問に対するお答えはありますけれども、肥田委員がけさ訪れた学校を見てても、もう学校自体に一枚も張つてないということです。そして、クラスに全部行き渡るような枚数をその学校は受け取つていらないんじゃないかなと思います。また、不運にしてそういうことが起きた場合には、やはり私ども文教行政をあずかる者がそういう一つ一つの事件を大切に受けとめて、その後の教訓として十分生かしていく必要あると思いますが、必ずしも余るそういうことも必要あると思います。また、不幸にしてそういうことが起きた場合には、やはり私ども文教行政をあずかる者がそういう一つ一つの事件を大切に受けとめて、その後の教訓として十分生かしていく必要あると思いますが、必ずしも余るそういうことも必要あると思います。また、不幸にしてそういうことが起きた場合には、やはり私ども文教行政をあずかる者が

神を徹底するということで臨んでいただきたいと云うのが基本的考え方でございます。この条約に掲げられておりることは、基本的人権の尊重を中心としたことです。そういう条約の中にある具体的な内容等は教職員を初め関係者に知らしめるか、これが一番の重要な課題だと、特に今の時期には思います。

そこで、肥田委員から文部省にも質問がありましたが、これまで何をされたかについてはある程度わかつたんだけれども、文部省の主体的な独自の広報活動はほとんどおやりになつていません。外務省がパンフレットを百万部おつくりになつたのを、たしか文部省で八十万部お引き受けになって、各学校のクラスにまでそれが届くように配付する計画であるというのが六月二十二日のこの委員会の質問の段階では明らかにされておりますけれども、その後どうそれが行き届いているのかと

いうことについて案じておりました。

そういう意味では、この条約について手引書と生徒指導の指導資料とかいろんなものを出しておるわけでございますので、そういう精神を各学校で十分生かしていただくことがやはり条約の趣旨を生かす一番大きな方向ではないか、このように思つておるわけでございます。

条約そのものをどうかということになりますと、これは外務省を中心としたしまして政府全体で取り組んでいるわけでございますから、そういうものを見えておる限りでございますから、それは百五十カ国以上の国がもう既に批准を済ませて、この条約をずっと適用してやつたけれども、そういう先発している外国の教訓にうとこでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございますが、実際に学校におきます教育というのは、条約の個々がどうかということではなくて、やはり条約の精神とその国の状況があるかと思うわけでございまして、条約というのはそういういろんな状況にあるところでおつくりいただいたものを見えておるわけです。したがつて、私どもから見ますと、外国は大変先駆的ないろんな施策を進めているわけですよ、子どもの権利条約の広報活動

八九年ですが、日本ではことしの三月二十九日に参議院本会議で批准案件が承認されております。それまでの間には百五十カ国以上の国がもう既に批准を済ませて、この条約をずっと適用してやつたけれども、そういう先発している外国の教訓にうとこでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございます。

条約そのものはどうかということになりますと、これは外務省を中心としたしまして政府全体で取り組んでいるわけでございますから、それは百五十カ国以上の国がもう既に批准を済ませて、この条約をずっと適用してやつたけれども、そういう先発している外国の教訓にうとこでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございますが、実際に学校におきます教育というのは、条約の個々がどうかということではなくて、やはり条約の精神とその国の状況があるかと思うわけでございまして、条約というのはそういういろんな状況にあるところでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございます。

○政府委員(野崎弘君) 様に先生御存じのとおり、五月二十日付で次官通知を出しております。また、文部省広報とか文部省時報その他の各種の広報紙、刊行物を利用して積極的に条約の趣旨とか規定の内容等を周知しております。また、いろんな研修の場がございます。そういう場で条約の趣旨内容等について周知を図つてきておるわけですか。

例えば、条約の中に子供の権利としてどういう

ものを教育活動全体を通じて基本的個人権尊重の精神を徹底するということで臨んでいただきたいと云うのが基本的考え方でございます。この条約に掲げられておりることは、基本的人権の尊重を中心としたことです。そういう条約の中にある具体的な内容等は教職員を初め関係者に知らしめるか、これが一番の重要な課題だと、特に今の時期には思います。

そこで、肥田委員から文部省にも質問がありましたが、これまで何をされたかについてはある程度わかつたんだけれども、文部省の主体的な独自の広報活動はほとんどおやりになつていません。外務省がパンフレットを百万部おつくりになつたのを、たしか文部省で八十万部お引き受けになって、各学校のクラスにまでそれが届くように配付する計画であるというのが六月二十二日のこの委員会の質問の段階では明らかにされておりますけれども、その後どうそれが行き届いているのかと

いうことについて案じておりました。

そういう意味では、この条約について手引書と生徒指導の指導資料とかいろんなものを出しておるわけでございますので、そういう精神を各学校で十分生かしていただくことがやはり条約の趣旨を生かす一番大きな方向ではないか、このように思つておるわけでございます。

条約そのものをどうかということになりますと、これは外務省を中心としたしまして政府全体で取り組んでいるわけでございますから、それは百五十カ国以上の国がもう既に批准を済ませて、この条約をずっと適用してやつたけれども、そういう先発している外国の教訓にうとこでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございますが、実際に学校におきます教育というのは、条約の個々がどうかということではなくて、やはり条約の精神とその国の状況があるかと思うわけでございまして、条約というのはそういういろんな状況にあるところでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございます。

条約そのものはどうかということになりますと、これは外務省を中心としたしまして政府全体で取り組んでいるわけでございますから、それは百五十カ国以上の国がもう既に批准を済ませて、この条約をずっと適用してやつたけれども、そういう先発している外国の教訓にうとこでおつくりいただいたものを学校の方に配付するとか、いろいろな形で我々も積極的に取り組まなきゃならぬわけでございます。

○政府委員(野崎弘君) 様に先生御存じのとおり、五月二十日付で次官通知を出しております。また、文部省広報とか文部省時報その他の各種の広報紙、刊行物を利用して積極的に条約の趣旨とか規定の内容等を周知しております。また、いろんな研修の場がございます。そういう場で条約の趣旨内容等について周知を図つてきておるわけですか。

統いて、関連して御質問申し上げます。

私は、さきの通常国会の予算委員会のときから一
つ、そして前政権の文教委員会のときから一
つ、その提案をいたしております。それは、こどもの日
というものが五月五日にあります。こどもの日の行事
の一つとして、子供たちにこの子どもの権利条約
の周知させるような広報活動といいますか、
どもの権利条約関連の行事を定着させるようにし
たらいかがですかと御提案申し上げているんで
す。

この前のときは、たしか私は、来年は一周年だから一周年記念事業を企画してはいかがでしようかというふうに提案をいたしました。やっぱりコントンスターントに、これは単年度、一過性に終わるような企画だけではだめだと思います。こともの日をとくいうのがせつからりますから、こともの日を中心にして、こともの日の行事の一つとしてこの問題を取り入れるようにならうはどうでしょうかと、そういう趣旨の御質問をいたしました。

いう趣旨の御答弁をなさいました。引き継いでいる
いらっしゃると思いますが、それをお引き継ぎになら
なつて文部大臣はこの問題についてどのようにお
考えですか。

○国務大臣(与謝野馨君) こともの日に子供が過
べないような行事をつくると子供から権利を侵害
していると言われかねないと。何も固定的にこと
もの日にそういう行事をやる、そういう問題では
ないんだろうと私は思つております。
ただ、先生が御指摘になつたように、この条約
には児童権利条約の内容を大人も知つていなければ
ばならないし、子供も知つていなければならない
ということが書いてあるわけでござりますから、
やはりいろいろな教育の課程、また年齢による子
供の発達段階に応じていろいろな場面でこういう
ものの存在を教えることは確かに必要でござ
いますが、そういう行事を通じてという固定的
なことではなくて、やはりそれぞれの学校で、日

本国の憲法を含めまして、日本国民が持つ、あるいは外国人を含めた日本に居住されている方が持つ基本的人権、また一人一人の権利、義務の方について教えていくことが大事であると思つております。

冒頭から申し上げておりますように、児童権利条約は私どもの国の日本国憲法を中心とした諸制度と考え方を全く軌を一にしているわけでございまして、私は全体としてとらえていくのが正しいのではないかと思っております。

○上山和人君 心外な御答弁なんですよね。
子どもの日が制定されたのは、これは国民の
祝日に関する法律の一つですから昭和二十三年の
七月二十日だと思います。したがって、明くる年
の昭和二十四年の五月五日から子どもの日という
のが始まっています。そのときに文部次官通達
で行事例が示されて、子どもの日の行事について
指導が行われていますよ。押しつけると言つてい
るわけじゃないんですよ、文部大臣。何もそういう
う企画をすると子供に押しつけるから子供から憎
まれるなんという話じゃなくて、子どもの日の行
事の一つとしてそのことを取り入れたらいがで
すかと言つているわけです。
具体的には、子供国会を開くのはどうでしょう
か。都道府県から子供の代表を国会に集める、そ

して子供国会を開く。都道府県議会では、市町村の代表を県議会に集めて半日ぐらい子供議会を開いて考える。そういう子供国会なり子供議会といふのを考えてみるのも一つの方法ではないですか。

かという趣旨の問題提起を私にしておるわけで
す。
これは余り長いお答えじゃなくて簡潔に事実に
即してお答えいただきたいんですけど、昭和二十四
年の文部次官通知、通達ですか、行事例を示され
た指導内容の中に私が申し上げている具体的な子
供国会なり子供議会に通じるような指導内容があ
るんじゃないですか、ちょっとその点だけおつ
しゃってください。

は、その項目七に「都道府県市町村において、ことどもの代表を選抜し、国会及び地方議会に対して、ことどもの代表を送り、ことども希望協議会あるはことども母の協議会等を開く。」こう書いて

○上山和人君　十項目にわたってこの文部次官連達は行事例をお示しになつています。文部大臣は、今行事をするのは子供から憎まれるの何のと
言われますけれども、冗談じやないですよ。とて
も心外です。昭和二十四年四月十四日の次官通達

で十項目にわたる行事例をお示しにならせて頂きましたよ。その七項に、今大臣がお読みになりましたように、「都道府県市町村において、こともの代表を選抜し、国会及び地方議会に対して、こともの代表を送り、ことども希望協議会あるいはことども

と母の協議会等を開く」と、行事例の一つです
よ。

は、これは次官通知の行事例を見ながら、私が根起をしていることは今まで文部省が考えてこられたことについても反するものでもないし、同じじような発想で考えてきたんだなと思つて意を強くしておきます。二十四年からもう何年たちますか、何

にも具体化されていないんでしょう。

を毎年夏休みを利用して開催しております。子供たちの町内の小学校、中学校、高校生の代表十八名を集める、また同数の傍聴者を学校に依頼して集める。そして、午前中は町長に対する質問、いろんな問題提起をさせる。その結果、例えばあそこの街灯をつくってほしいと子供たちが言う、街灯を整える。あそこにガードレールを設置してほしいと子供たちが訴える、町長は喜んでガードレールをつくってやる。そういうことが十六年続いているわけです。鹿児島県ではそういう例があ

地方の自治体でこんなにも熱心な、創造的な取り組みが行われてゐるんですよ。

この子どもの権利条約が発効している機会に文部省は、この日を祝うふしごとく。一項目

部省も少し目を覚まさねばならとうてすか
にわたる指導例を示しながら、行事をするのは子供たちからどうのこうのと言う。文部大臣の答弁にならないでしよう。

○國務大臣（与謝野馨君）世界子どもの日は国連決議に基づいておりまして、それに基づきましてはんの一、「二分で今の文部省の取り組みをちょつとお聞かせください。

世界各国が適宜定めることになつております。我が国の場合は五月五日のことの日を世界子ども日の日とすると、これは閣議了解でござります。その趣旨を生かしながらさまざまな行事等が行われております。

特に、世界子どもの日の趣旨にちなんだものといたしましては、例えば世界の子供たちのための国際協力の観点から、五月五日から児童福祉週間の期間を活用したユニセフ等が行っている募金活動に対しまして、バザー活動や開発途上国の子供

たちのパネル展の開催などの形で協力するといった取り組みが考えられております。
以上でございます。

と現実の先生方も御存しないんですね。これはもちろん決議をされまして、それぞれの国の実情に応じて一つを子どもの日と定めるかは各国にゆだねされました。日本では昭和三十一年五月五日から、今おっしゃった閣議了解に基づいて世界子どもの日が設定されて行事が行われるようになつていまです。以来、もう何十年ちますか。世界子どもの日というものは閣議了解で、五月五日の子どもの日と合わせて、日本独特の子どもの日と国連の採択

に基づく世界子どもの日と兼ね合わせて行事を行なうというふうにされて今日に及んでいます。世界子どもの日は国連の決議に基づくものですから国

したがつて、国際的な子どもの権利条約を、そういう世界子どもの日にもなっている五月五日に行事の一つとして取り入れる努力をするのは、日本のことどもの日の趣旨に照らしてもごく自然な、今まで文部省が行事例として指導なさってきたことにもかなうし、私は非常に画期的なことだと思います。

このことは、赤松前文部大臣に仰がでござるが、それで
えてみますとおっしゃつたんですよ。私は与謝野
大臣になつてその答えから後退することはあり得
ないと思つていますから、ぜひ大臣、御期待申し
上げておりますから、こどもの日の子供国会のこと、ひ
とあるいは地方議会における子供議会のこと、ひ
とつ真剣に考えてみていただけませんか。

○國務大臣(与謝野馨君) 赤松前文部大臣の御答
弁申し上げたことから後退をしているわけではござ
いません。そういう児童権利条約というのはま
さに存在しているわけですから、いろいろな行事
の過程でそういうものを広く子供たちにも知る機
会が提供されるということの重要性は先生が御指
摘されるとおりだと思っております。

○上山和人君 抽象的ですけれども。

これは局長、お願ひ申し上げたいんですねけれども、広報活動も何より今重要なことだし、それは単年度あるいは一過性のものにとどまつていては何にもならないとは言いませんけれども実効が上がらないといふことをよく御理解のことだと思いますかね？ どう広報活動をコンサルトに、それはおしゃるよう学校が主体的に創意工夫を凝らして全体の教育活動を通して広報活動するのが一番理屈ですけれども、それを促進するといいますか、インパクトを与えるながらもっと実効の上がるよう指導するものを文部省としても真剣にこれからお考えいただきたいということが一つです。もう一つは、子供のことにいろいろかかる職

種の人たちがいます。例えば、警察官あるいは弁護士や法律家の皆さん、あるいはケースワーカーといったような職種の人たちは子供に直接かかわる分野でいつもお仕事をなさつていらっしゃる。子供たちを守る立場にある人が子供をいじめたり虐待したりするケースというのがないわけじゃないのですから、特に警察官とか法律に携わる法の執行人、裁判官の皆さんを含めてでしょうか。さらにはケースワーカーの皆さんとか、そういう子供たちにかかるお仕事をなさつていらっしゃる公務員の皆さんについても、教職員だけでなく、これら広報活動を通じて啓蒙啓発することは大変重要なとされていますので、これはどの省の仕事になるかわかりませんけれども、十分ひとつ今後真剣に御検討いただきたい。次の機会に、何ヵ月かたつたら、またその経過をお尋ねいたしたいと思います。

それから、もう一つお願い申し上げておきたいのは、広報活動だけじゃなくて、カリキュラムの中に子どもの権利条約を取り入れるべきだといふ主張、これは局長はよく御存じだと思う。そういう提起があることは十分御承知のはずでありますから、そのことは外国にもいろんな取り組みがあります。まだ国連の方でもこれは勧告というレベルにはなっていないよう思います。カリキュラムの中についてところは国連の勧告のレベルにはまだ至っていない。しかし、これから二年後の権利委員会で日本の調査をなさる場合には、必ずカリキュラムの中はどうしているかという質問は国連の権利委員会から出でてくると思います。必ずと言つていいほど私は出てくると思いますので、何もそれがあるからというわけじゃありませんが、カリキュラムのこともぜひ真剣にお考えいただけないでしようか。

時間が足りなくて、私の質問の仕方も不手際がありまして思うようになりませんでしたし、心残りもいたしておりますけれども、大臣御就任なさつてまだこれからですから、真剣にひとつお互に考えてみたいですね。この条約の問題だけは

お互いにフォローしながら、前向きにぜひ、大臣にも期待しておりますから。また、いろいろなものを通じて御意見も申し上げますけれども、文部省当局の局長をはじめ皆さんもぜひこのことを真剣にこれからも追求してくださいますようにお願い申し上げまして、きょうはひとまず質問を終わらせていただきます。

○木暮山人君 前回に引き続きまして、ひとつ質問させていただきます。

一般市民で七、八万、武器を捨てた兵士をふくめると、「二〇万にもおよぶといわれる」と、こういふことが本にちやんと書いてあります。ところが、学界の通説とかなんとかといふいろいろな理屈が立たないような資料がございまして、その資料を委員の先生に、また大臣にも局長にもひとと聞いていただきたいと思つてわざわざ時間をとらせていただきました。これを聞いてどんなふうにお考えになりますか。

まず第一に、南京事件というのは学説によるど二十万で、もうみんな殺しちゃつたよと、こういうことがあります、当時の南京市は、周囲三一キロメートル、総面積三八平方キロの城さい都市で、東京・世田谷区の三分の四、都市でいえば鎌倉市より狭い都市です。昭和十二年十一月十三日、日本軍が占領したときの人口は約二〇万人で、これらの市民は、米美独など白人十五人からなる「南京安全区国際委員会」が管理する安全区（難民区）に全員収容されていました。ここには一発の砲弾も打ち込まれず、一件の火災もなく、日本軍によつて保護されました。

この国際委員会が十一月十三日から翌年の二月十九日までの間に日本大使館にてに提出した日本軍の非法行為を訴えた公文書は六十一通がありましたが、それを見ても殺害事件は四十九件だけです。また金陵大学のスミス教授が多数の大学生を動員して、三月から四月にかけて戦争被害状況を調査していますが、それによると便衣兵まで加えて、日本軍による被害は死者二、四〇〇人であります。

の軍事報告にも、当時の中国共産黨の軍事雑誌等にも、南京虐殺に関する記事など一行も見当たりません。当時国際連盟の議題にもなっていません。要するに東京裁判で、日本軍の非人道性を糾弾するため、ナチス・ドイツのアウシュヴィツの大虐殺と比肩する虐殺として作られた事件なのです。

ということで、まだまだ続くわけであります。
今度その中身でありますけれども、正確を期す
るために、

この時、日本軍は、婦女子や子供を含む、おびただしい数の中国人を殺害し、ナンキン大虐殺として諸外国から非難を浴びた。しかし、日本の一般国民はその事実を知られなかつた。その死者の数は、数週間の間に市街地の内外で婦女子を含む一般市民で七七八万、武器を捨てた兵士を含めると、二〇万にもおよぶといはれ

私は、このような問題でより正確を期するため
に、その時の文献を集めてみました。

あります。十一月一日、南京市長の馬超俊は市民に布告して「日本軍は迫つて來た、南京は戦場になる、未だ避難出来ないで残つた市民は全員安全区に移住せよ」と嚴命したのです。南京のちょうど中心部、ここは大使館・各大学・病院・高等裁判所等もある官庁街ですが、その一画三・八平方キロを「南京安全区国際委員会」が統轄していました。この国際委員会はアメリカ人七人、イギリス人五人、ドイツ人二人、デュンマーク人一人の計十五人によつて構成されており、これらの第三国人は、おむね反日感情の強い当時の所謂敵性国人でした。

南京市長はこの委員会に市民の食糧として米三万担、麦一万担、資金十万両と警察官四五十人を託し、自分は蔣介石總統、宗美齡、何應欽、白崇禧等政府並びに軍首脳と共に十二月七日前後に漢口に脱出、逃避しました。この頃になると南京の役人や金持ちは殆ど逃避して残つたのは細民ばかりでした。十二月九日、南京を包围した松井軍司令官は降伏勧告のビラを飛行機で散布し、十日正午まで停戦を命じます。しかし、中国軍は降伏を受入れず、激しい戦闘の末、十三日未明、南京城南方の諸門が陥落、約五万といはれた中国軍は雪崩を打つて北

方を流れる揚子江を渡つて浦口方面に逃げます。その途中にあるのが先程申上げた安全区です。

この安全全区に便衣に着換えて遁入した兵は、六〇七千人といはれています。その証拠に彼等が脱ぎ捨てた軍服や靴、ゲートルが中山路に延々として散乱していたといはれます。武装して逃走した大多数の兵隊は、北方への出口の挹江門が内側から土嚢で閉ざされていたので、十八メートルもある城壁から、慌てて紐やゲートル

ルを結んで伝はつて降りるなどハニック状態が起きて、ここで大勢死んでいます。更に佐々木支隊が迂回して包囲殲滅戦となり、小舟や桟で敗走する敵は折りから廻行してきた我が第十二艦隊によつて撃滅されたのであります。この時の大量死体が後に南京大虐殺の火種となつたといはれています。しかし、勿論これは戦闘行為であります。

戦に入るのですが、松井軍司令官の命により、安全区の街路に歩哨を立てて、無用の者の出入りを禁じて、ここを保護しました。同時にここに潜入した便衣兵約二千人と多数の隠匿兵器を摘発し、便衣兵はこれを処刑しています。御存知の通りゲリラ兵や便衣兵の処刑は戦時国際法の認めるところであります。

こういうくあいは東京裁判の去下したいわゆる証言の文書の中に、こういうものは東京国際法院に上げられなかつたわけですね。しかし、こういふことを、ちゃんととした事実、南京の金陵大学の学生が調査した。そしてまた、向こうの市長さんが逃げるに当たつて人民にとお金と米を国際委員会に委託した。それで国際委員会が報告書を出しているんですね。その報告書を見ると、三月に出したんだりますが、まことに立派なことが書いてあるんですね、報告書には。

この大虐殺というのは、最後に國府軍、要するに蔣介石の軍隊が逃げるとき、南京の市民をいわゆる疎開と申しまして、日本では徵兵、中国では

疎開と言いますね、徵兵を。それを四ヶ月の間に三度もして約五万人ぐらいの男を徵兵したわけです。その人たちが一緒に逃げようとした。それを

逃がさずに逆に城内に追い返した。そのとき人近く中国兵が自分で機関銃で掃射した。それで、逃げる中国の人たちを日本の海軍が、いわゆる今度は国府軍の、そういう人たちを置いて逃げたその人たちを砲撃して静めた。それが大変虐殺の原因になった。

の火種になつた。こうのことなんありますけれども、こういうことは全部却下された。しかし、却下された後で、キーナン検事も皆さん口をそろえて、東京裁判は正当なものではなかつたというようなことを言つております。

先ほど申しましたように二十万人云々の問題があります。人口が二十万しかいないのに、どこからか二十万連れてきて、またどこへ二十万人埋め置か。そういうことが学説とかそういうものにないけれども、ただけれども、前回言った国旗みたいにひとり歩きしまして大変なことになると思うんです。私はこういうことを本当は言いたくないけれども、黙つてここにいればずっとこれからもひとり歩き

しまして、これが事実に近いものになつてしまふ。私がここで問題を提起しておけば、うん、それは木暮の言つているのが本当だよと、学者どものは何やつていたんだと。

また、子供にそれを教育する、二十万人殺しを教へる。おまえのおじいさんは、お父さんはと。子供だって嫌がつてこんなページは見たくないんだよ。木暮の本なんて見るのもないよというふうな

ありますから、こういうことについていつまでもいわゆる学界の通説、これは局長さんが学専の通説と前回一生懸命おっしゃつていましたけれども、ことになつたら、勉強嫌いになつてしまふ。こんなことにも通じ、またきょうの児童憲章のわゆるそういう問題にも皆通じてゐると思うんですね。

とも、今私の申し上げたのは学界がわからない本当の真相でありまして、通説とどちらがどうなるか、そこいら辺をちょっととまず御意見を伺わせて

○政府委員(野崎弘君) これは前回もお答えをさせていただきましたが、南京事件の犠牲者数につきましてはいろんな議論があることは事実なわけでござります。

したがって 教科書を記述していく場合には、これはあくまでも執筆者が記述してくるわけです。が、その記述してくる場合に具体的な数について触れない、こういう教科書もあるわけでござります。現実に、中学校ですと八件の教科書ございますが、具体的な記述がないのが二件ございます。それから高等学校になりますと、五十件ございま

すが、そのうち三十一件は具体的な記述をしてしまって、こういう記述もあるわけです。
一方、執筆者があくまでも概数を挙げたいといふような場合に検定としてどうするかということになりますと、検定の基本的なスタンスというものは記述の欠陥を指します。こういうことをスタンスにしてやつておるわけでござります。

になりますと、特にこういうさまざまなる王張があつるというような場合におきまして、学界においては學問的な根拠を有するものとして受け入れられてゐるそういう学説に基づきまして記述がなされてゐると、こういうものについては許容する、積極的に意見をどうするといふことじやなくて、そういうものを許容している、こういう姿勢で臨んでゐると、これが改教書論定の今やり方でございま

○木暮山人君 その続きをひとつ申したいと思ひます。
私は、教科書検定そのものの姿といふものをもう少し考えて、日本の将来のためとか日本の教育者の方の将来のスタンスとかいうものを含めた上でいろいろとやつていただきたい。
それで、その続きをこんなことになつていま

○木暮山人
ます。

君 その続きをひとつ申したいと思ひ

す。

日本軍は占領翌日の十四日から、市内の掃討戦に入るのですが、松井軍司令官の命により、安全区の街路に歩哨を立てて、無用の者の出入りを禁じて、ここを保護しました。同時にここに潜入した便衣兵約二千人と多数の隠匿兵器を摘発し、便衣兵はこれを処刑しています。御存知の通りゲリラ兵や便衣兵の処刑は戦時国際法の認めるところであります。

さて、この安全区に集まっている全市民の数は、松井大将の陣中日記に「約十二万人」と記録されており、ドイツの新聞記者や捕虜の証言によると、「十五万人」といつていますが、安全区国際委員会の公式記録は「二十万人」となっています。つまり実数十二万から十五万で、公称は二十万人であります。この安全区には一発の砲弾も爆弾も撃ち込まれず、一件の火災もありませんでした。半端無事だったのです。

これを喜んだ国際委員会のラーベ委員長は委員会を代表して、日本軍に対する感謝の書簡を認めているのです。

更に金陵大学病院のマッカラム医師はその日記の中で次のように述べています。因みにこれは東京裁判でも朗読されています。「日本軍は礼儀正しく、しかも、敬意を以て私共を処遇してくれた」「日本兵が支那人を助けたり、支那人の赤子を抱きあげていてのを見た」「日本軍の手によって難民達に米が分配された」「七十八名の大変立派な日本兵が病院を訪れ、病人に与える食べ物や、私達が一ヶ月も食べてない若干の牛肉と百斤の豆を持って来てくれた」と述べているのです。

国際委員会の書記長であるスマイス博士も調査報告で、「難民区内は火災も無く半端であつた」「住民の殆どはここに集まっていた」と述べており、例の幻のフィルムで有名になつたマギー牧師でさえ「安全区は難民達の天国だつたかも知れない」と述べているのです。

このことは、当時、同盟通信社の特派員で

あつた故・前田雄二氏も「世界と日本」昭和五十九年四月号で「所謂南京大虐殺というのではなく三十万人という数は別としても、主として

住民婦女子を虐殺したというものだ。ところ

が、殺されねばならない住民婦女子は全部「難民区」の中であつて日本軍の警備司令部によって保護されていた。私の所属していた同盟通信社の旧社屋はこの中にあり、入城四日目には私達全員はこの支局に居を移し、ここに寝泊りし

て取材活動をしていた。即ち難民区は私達の生活圏で、既に商店が店を開き、日常生活を回復

していた。住民居住区の情報は逐一私達の耳目に入っていたので、万はおろか、千、百を以て数えられる程の虐殺が行なはれるなどあり得る筈はなかった。非戦闘員の大量虐殺は無かつた。これがさも事実であったかのやうに伝えられ、教科書にまで記載されていることは看過しない事ではない。何故歴史が歪められたのか、それは戦後の東京裁判史觀に因るものだろ

う

こんなふうに述べておりますので、これは南京大虐殺というのはもう一度どこかで、これが悔しい

か、それがさも事実であったかのやうに伝えられていい事ではない。何故歴史が歪められたのか、それは戦後の東京裁判史觀に因るものだら

う

昭和63年10月3日教科書発行会社の三省堂が、昭和62年度の検定合格済みとなっていた英語教科書中「第一三課 戰爭」の項全部を取り止めて、「マイ・フェア・レディ」という詩文に差し替える申請を文部省へ提出して受理された。

これは何が書いてあつたかというと、こんなものを見た人はいないと思うんですけども、それも私がちゃんと見つけたんです。こんなことが書いてある。

ドストエフスキイの小説の中のトルコ兵士の殘虐行為をマレーシアの日本軍に替えて書いてある。これは「マレーシアで日本の兵士が幼児を泣きさせぶ母親からひつたく

り、空へ投げ上げて落ちてくるところを銃剣で突き刺した」

ということが日本の教科書の中に英文で出ていた。これを三省堂さんが自発的にマイ・フェア・レディという詩に書きかえさせてもらつていて。

それと同時に、こんなような例で結構なんです

けれども、南京の大虐殺、これだけ今私が言つたように、これはちゃんとした資料なんですよ。

冗談で言つてはいるわけじゃない。

これを見ますと、ここで、「新しい社会 歴史」

いうことを受けまして、教科用図書検定調査審議の本、今これ通用しているんですよ。この本に書いてあることを、マイ・フェア・レディじゃないけれども、ひとつ訂正するような気構えにおいおい

なつていくと思います。

特に今の政権、総理初め、国旗のこと、日の丸のこと、自衛隊のこと、これは全部もう終わっちゃつた。今度はこれをもう少し拡充していくん

だと。まだこの歴史のところまで来ませんもので、いずれ文部大臣の方に総理の方から何らかの

さたがあるとは思いますが、そのときはこの委員会で前もつてそんなような問題があつた

よとひとつお知らせ願いたい、かように思いました

時間でございますので、私の質問を終わらせていただきます。御無礼しました。

○浜四津敏子君 それでお尋ねいたします。

初めに、子どもの権利条約についての周知徹底

の取り組み、それから広報につきましてお伺いします。

予定でしたが、同僚議員の方から大変詳しい質問がなされましたので、外務省にせつかくいらしていただきなんですが、この問題については簡単

に伺いたいと思います。

これは外務省がつくられたポスター、全国の中高の各クラスに配付できるようについてで

一百万部おづくりになられたわけです。それともう一つは、外務省はこの条約の訳文つきの小冊子

を五万部、全国の教育委員会に配付されましたね。済みません、外務省に対しましてはこの確認だけ終わらせていただきます。

○説明員(旭英昭君) そのとおりでございます。

○浜四津敏子君 ところが、ことしの九月十四日付の朝日新聞によりますと、これは「子どものための電話相談・子ども一〇番」がアンケート調査をしたそうですが、その結果を公表したこうい

う記事が載りました。それによりますと、子ども

の権利条約を知っている小学生は五割、中学生は何と一割、高校生は三割。大分格差があるわけですが、平均しますと三割の子供たちは知っていますが、しかし十人中七人は知らない、こういう結果が出ています。

文部省、先ほどのいろいろこの周知徹底、また広報に取り組んでおられる、こういうお答えがありましたが、このアンケート調査の結果をどのように受けとめておられますでしょうか。

それから、この程度しかまだ知られていないということです、やはり今後さらに周知徹底、それから子どもの権利条約の内容について子供たちに十分理解してもらえるようなさらなる取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 児童生徒一人一人がどうかというあたりまで私どももなかなか調査が行き届いておりませんので、どの程度一人一人の児童生徒が権利条約について知っているかということは把握していないわけでございますけれども、現在、外務省のそういうポスターとか、あるいはいろんな研修会で先生方にこういうものの周知徹底を図つておるわけでございますので、各学校におきましてもそういうことに基づきましていろんな場で教育をしていただいていると思うわけでございます。

私どもいたしましては、もちろん今までの活動だけで足りるというふうには考えておりません。これからもいろいろな研修の場とかそういう中で十分な周知徹底を図つていただきたいと思っております。

○浜四津敏子君 それでは、次の質問に移らせていただきます。

子どもの権利条約二十八条には、初等教育は義務的で無償のものとする、また中等教育は無償教育導入あるいは財政的援助などの措置をとる、こういう内容のことが定められております。

ところで、先日の新聞報道によりますと、大蔵省は小中学校的教科書無償制度を有償化へ向けて見直す方針を固めた、これを七年度予算編成で実

現を目指す、こういう報道がありました。文部大臣は所信表明の中で義務教育教科書無償制度を堅持する、こういう立場を表明されました。これは子どもの権利条約の定める義務を誠実に遵守履行される内容の表明だというふうに思いました。私たちもぜひ応援させていただきたいと思っておりますが、文部大臣、この大蔵省の方針についての御見解、そして御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) その大蔵省の方針というのはあくまでも新聞報道でありまして、そのようなことは確認をしておりません。

義務教育教科書無償の制度は昭和三十八年度以来実施しております、義務教育無償の精神をより広く実現するとともに、次代を担う児童生徒の国民的自覚を促すなど、教育的意義が大きいものと認識をしております。文部省としても、この制度の意義、重要性にかんがみ、今後とも堅持していくつもりたいと存じております。

○浜四津敏子君 この報道によりますと、大蔵省はこの義務教育教科書無償制度を有償化に向けて見直す、この方針に加えまして、さらに二つの方針を検討しているというふうに報道されておりま

事実でございますが、平成七年度の概算要求においてはできるだけそれを回復するように努めました。したがいまして、要求をしたところでございます。したがいまして、先生が御懸念されているような私立高等学校等の助成が削減の方向に向かうあるいは一般財源化の方向に進むということは私どもの目指しているところではなく、むしろ私立高等学校等の助成を充実させていくというのが私どもの方針でござります。

第二番目の栄養士等の問題は、これは大蔵省はそのように言つてると新聞で報道されておりますけれども、私ども文部省の方針は、従来の方針を堅持していくというのが私どもの方針でござります。

○浜四津敏子君 ゼひともその方向で御尽力いただきたいたいと存じます。

次に、子供の虐待についてお伺いいたします。子どもの権利条約十九条には、国は親などの虐待から子供を守るために適切な措置をとるべきもの、こういうふうに定めております。虐待される子供たちを見出し、保護し、助けるための系統的そして統一的な法制度その他の制度が今の制度の中には存在しております。

現在、虐待されている子供がいることを仮に周りの人気が知ったとしても、どこにどう通報すればいいのかわからぬ、あるいは通報して怨恨みされるのも困るので結局何もしない、こういう事例が多いというふうに聞いております。仮に通告があつて児童相談所で保護するという場合でも、児童福祉法の三十三条は一時保護だけござります。

これは、文教予算というのをむしろ拡大すべきものであつて、削減の方向を考えているというのは大変問題だというふうに私は思いますが、これについても、ちょっとと事前通告しておりませんが、大臣の御感想ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 私立学校助成について

は、昨年度一部地方交付税に回したということは、二十七条の施設入所措置をとる場合には親権者の同意が必要でありまして、仮に親権者の同意を得て入所措置をとつたとしても、親がその同意は取り消す、自分が引き取ると言つた場合に生ずるのかということにつきまして現在勉強をしているところでございます。

今のところ私どもが承知しておりますのは、この制度を仮に採用いたしますと、やはり基本的には

十八条によりまして家庭裁判所から措置承認審判を得て養護施設などに入所できることになつておられますけれども、この場合にも親権は一時的に停止しているとは解釈されおりませんで、したがいまして、親から引き取り要求があれば帰さざるを得ない、こういうことになつております。

そこで、親権の一時停止の制度化が必要であることは確かありますけれども、これも十分に機能するところではなく、むしろ私立高等学校等の助成を充実させていくというのが私どもの方針でござりますけれども、現在は民法八百三十四条の親権喪失宣告の制度のみでございます。その前の仮処分も確かにありますけれども、これも十分に機能しているとは必ずしも言えない状況でございま

止していることは必ずしも言えない状況でござります。

また、申し立て権者は親族、児童相談所長も申し立て権者になつておりますけれども、親族の場合、これもなかなか核家族化で申し立て権者になつてくださる人がいない、あるいはかかわりにいることがあります。

そこで、児童相談所長も最近この十年間でたしか一件だけ、こういう状況だったと思います。つまり、現実にはこの親権喪失の制度というのをほとんど利用されていない、利用できなき状況になつております。

これは法務省に伺いますが、こういうことで、裁判所も親権の全面的な喪失ではなくて一時停止であります。

本來この中にて検討していただきたかったことはございますが、現在検討されているのかどうか、あるいは今後検討される御予定があるのか、どう

いう状況になつておられるのかお伺いしたいと思

は今御指摘の親権喪失宣告制度及びそれに伴う保全処分、この制度との間の重複を避けるということと、この制度との間の整合性をいかにして保つかということが基本的な問題になろうかと思いま

す。

具体的な問題を申しますと、一つには、一時的な親権の停止あるいは制限をするための実質的な要件、どういう事由があれば制限あるいは停止するということになるのか。それから二番目は、今先生も御指摘になりました申し立て権者の範囲をどうするのか。三番目には、一時停止すると申しましてもその期間をどうするのか、どのような基準で定めをするのか。それから四番目には、親権が一時たりといえども停止された場合の子の保護、子の財産管理あるいは身上を監護する人は一体だれが担当するのか。特に単独親権者である者につきまして一時停止、一時制限がされたような場合には、これはまた一時後見人というような新しい制度をつくるという必要があるのかどうか。

さらには、これは制度全般に通ずることかもしませんが、この制度が乱用されるというおそれや、あるいは国家権力が過度に家庭生活に介入するというようなおそれがないかどうかということも、そういうような点が問題にならうか。さらに、こういう制度を組み立てた場合に、この制度が果たして実効的に作用するものであるかどうか、そういうようないろいろな広がりのある問題を持つた事柄であるというふうに認識をしておりま

す。今御指摘がありましたように、現在法制審議会の身分法小委員会におきましては、婚姻・離婚法制の見直し審議を行っております。したがいまして、親子法の関係は直接の対象ではございません。ただし、夫婦の問題と親子の問題というは密接な関連がございますので、やはり審議の過程で親子法の問題、特に親権のあり方について問題が指摘されております。

先生御指摘のようなこの親権の一時停止、一時

制限というような問題も、現に法制審議会で指摘をしておられますそれらの親権の問題とあわせて、今後その検討の取り扱いを決めていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○浜四津敏子君　あと一点法務省にお伺いいたし

ます。新聞記事等によりますと、子どもの権利オンブズマンの制度を開始することにした、こういう報道がなされました。この制度の具体的な内容はどういうことなのかお伺いしたいと思います。

○説明員(渡邊一弘君)　お答えいたします。

子どものオンブズマンというのは、いわゆる愛称として使用させていただいているわけでございますけれども、正式には子どもの人権専門委員といふ言葉を使わせていただいております。オンブズマンというのは、広く国民にこの制度を周知していただきために愛称として使っている言葉でございます。

法務省の人権擁護機関は、従来から、いじめ、

体罰、不登校児問題などの子供の人権問題に取り組んできたわけでござりますけれども児童の権利条約の批准を契機に、子供の権利に適切に対処するためには、これに重点的に取り組む機関の充実強化が求められていましたことにかんがみまして、人権擁護委員の中から子供の人権を専門的に取り扱う子どもの専門委員を指名し、子供の人権問題に取り組むこととしたものでございます。人権擁護委員の中から百六十七名の子どもの専門委員を全国十都道府県に八月一日をもって指名しております。

○浜四津敏子君　指名は済んで、これが実際に動き始めるのはいつごろになるんですか。

○説明員(渡邊一弘君)　既に八月一日に指名を終わりまして、それぞれ各地で具体的な取り組みを始めているところでございます。

従来も取り組んできたわけでござりますけれども、具体的にこれから取り組もうとしている職務の内容といったしまして、子どもの人権相談所で

は子どもの人権一一〇番を開設して子供の人権に

ついての相談に応じ、あるいは子供会等と連携いたしまして座談会を開催したり、子供に対するアンケート調査を実施し、子供の人権問題の情報の収集に努めますとともに、子供の人権が侵害され

ているおそれがある場合には法務局と連携して調査を行い適切な措置をとりたいと考えております。

○浜四津敏子君　ありがとうございます。

また、専門委員としての活動を通じて得られました情報を子どもの意見あるいは子どもの人権専門委員などに取りまとめまして、学校あるいはその他関係機関及び地域住民に配付するなどいたしまして、地域の実情に応じた効果的な活動を進めてまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君　ありがとうございました。

次に、厚生省に伺います。

今般、厚生省は、子供への虐待、代弁者制度を始めにアドボケーター、子供の援護、代弁者制度を始めることとしているというふうに報道されておりますが、既にこの制度は始められているんでしょうか。また、この制度の具体的な内容についてお伺いいたします。

○説明員(大泉博子君)　児童虐待のケースにつきましては、先ほど先生が詳しくおっしゃいましたように一般的には児童相談所において調査指導を行いまして、必要に応じて養護施設の入所措置が行われているわけでございます。

アドボケーター制度、先生がおっしゃったアドボケーター、児童権利擁護者と私ども訳しておりますが、この事業は平成六年度、今年度から新たに始めたものでございます。内容は、民間の養護施設が持っております専門性を活用いたしまし

ます。この事業は平成六年度、今年度から新たに始めたものでございます。

この事業は、養護施設におきまして、児童の育成について豊富な経験と知識を持っている児童指

導員でございます児童福祉アドボケーター、先ほ

ど申しました児童権利擁護者でございますが、こ

の方が中心となつていただいて児童の養育に不安や悩みを持つ御家庭からの相談に応じるとともに、地域の児童委員の方々や保健婦さんの協力に

よりまして児童側の視点に立った家庭の訪問援助などの活動を行うものでございます。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○説明員(大泉博子君)　実際の開始は、ちょっとと内には実施が始まるとのことでございます。

○浜四津敏子君　ありがとうございました。

不登校の子供たち、登校拒否の子供たちの問題について時間が許す限り伺わせていただきま

す。

昨年の文教委員会においても質問させていただきました。その際、文部省側から、学校外のいわゆるフリースクールに通うための交通費について

通学定期の適用を認める通達につきまして、その通達の徹底を図るという御答弁をいただきました。

が、その後どのようにこの通達の徹底をしておられますでしょうか。また、その結果、利用者はふえてるんでしようか。

○説明員(野崎弘君)　今御指摘の通知につきましては、昨年の三月十九日付で各都道府県教育委員会等に対しましてその通知をしたところでございましたして、実際にこの通知によります通学定期乗車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いまして、実際にはこの通知をしたところでございました。

この通知につきましては、各種会議等におきまして周知に努めてきているところでございます。

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この事業は、養護施設におきまして、児童の育成について豊富な経験と知識を持っている児童指

導員でございます児童福祉アドボケーター、先ほ

ど申しました児童権利擁護者でございますが、こ

の方が中心となつていただいて児童の養育に不安や悩みを持つ御家庭からの相談に応じるとともに、地域の児童委員の方々や保健婦さんの協力に

よりまして児童側の視点に立った家庭の訪問援助などの活動を行うものでございます。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○説明員(野崎弘君)　今御指摘の通知につきましては、昨年の三月十九日付で各都道府県教育委員会等に対しましてその通知をしたところでございましたして、実際にはこの通知によります通学定期乗

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この通知につきましては、各種会議等におきまして周知に努めてきているところでございます。

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この事業は、養護施設におきまして、児童の育成について豊富な経験と知識を持っている児童指

導員でございます児童福祉アドボケーター、先ほ

ど申しました児童権利擁護者でございますが、こ

の方が中心となつていただいて児童の養育に不安や悩みを持つ御家庭からの相談に応じるとともに、地域の児童委員の方々や保健婦さんの協力に

よりまして児童側の視点に立った家庭の訪問援助などの活動を行うものでございます。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○説明員(野崎弘君)　今御指摘の通知につきましては、昨年の三月十九日付で各都道府県教育委員会等に対しましてその通知をしたところでございましたして、実際にはこの通知によります通学定期乗

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この通知につきましては、各種会議等におきまして周知に努めてきているところでございます。

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この事業は、養護施設におきまして、児童の育成について豊富な経験と知識を持っている児童指

導員でございます児童福祉アドボケーター、先ほ

ど申しました児童権利擁護者でございますが、こ

の方が中心となつていただいて児童の養育に不安や悩みを持つ御家庭からの相談に応じるとともに、地域の児童委員の方々や保健婦さんの協力に

よりまして児童側の視点に立った家庭の訪問援助などの活動を行うものでございます。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○浜四津敏子君　済みません、ちょっと聞き落としましたが、これは既に開始されているんでしょうか。

○説明員(野崎弘君)　今御指摘の通知につきましては、昨年の三月十九日付で各都道府県教育委員会等に対しましてその通知をしたところでございましたして、実際にはこの通知によります通学定期乗

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この通知につきましては、各種会議等におきまして周知に努めてきているところでございます。

車券制度の適用というものは昨年の四月一日から

いたわけでございます。

この事業は、養護施設におきまして、児童の育成について豊富な経験と知識を持っている児童指

導員でございます児童福祉アドボケーター、先ほ

ど申しました児童権利擁護者でございますが、こ

の方が中心となつていただいて児童の養育に不安や悩みを持つ御家庭からの相談に応じるとともに、地域の児童委員の方々や保健婦さんの協力に

いますけれども、利用者の具体的な状況等についてはちょっと把握をしていないわけでございますけれども、なお今後ともこの周知の徹底を図つていいと思っております。

○浜四津敏子君 それから、適応指導教室という取り組みを始められましたが、この成果があつたのかどうか。成果というのをどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○政府委員(野崎弘君) 不登校児の適応指導教室ということで、どうしても学校に通えないということでございまして、そういう子供を教育センターとかその他のところでいわゆる適応指導教室といふものを設けて学校に帰れるように指導してきただけでございます。平成六年五月の調査では全国で三百八十四カ所ということで、年々設置の箇所数がふえてきております。それだけ登校拒否児童生徒の数もふえているということで、そのこ

と自体は大変憂慮すべきこととなわけでございますけれども、そういう適応指導教室におきまして適切な指導が行われることによりまして学校へ復帰する者の割合もふえてきているのではないか、このように思っております。

具体的な数字で申しますと、平成四年度中に学校嫌いを理由といたしまして三十日以上欠席した公立の小中学校におきます登校拒否児童生徒数、これは約七万二千人あつたわけでございますけれども、この指導の結果、年度内に登校することができるようになった子供の数が一万三千人、全体の三分の一は年度内に登校することができた、こういうことがございます。

なお、適応指導教室におきます指導のあり方等につきまして調査研究委託事業というのを実施しておりますわけでございまして、平成四年度におきまつて近くが学校に復帰した。中学校ですと約三六%というような状況になつておるわけでございまますので、それぞれの教室におきましては真剣に

対応していただいている、このように考えております。

○橋本敦君 子どもの権利条約の批准に関連をして質問をさせていただきますが、まず最初に、私は学校施設における子供の安全確保の重要性について指摘をしたいと思います。

児童、子供の最善の利益を守るという、こういった条約の基本理念からしても、一番大事な子供たちの安全を守つてやるという問題は何よりも基本的なベースメントだらうと思うんです。ところが最近、学校でいろいろな事故が起つておる状況がありますが、私が承知しておるだけでも次のことの三月には、京都の亀岡市の小学校で、一年生の児童が焼却炉に落ちて死亡するという痛ましい事故がございました。先月の七日には、埼玉県の大宮市の小学校で、六年生の児童が吹き抜け構造のガラス屋根を踏み破つて七メートル下の

一階ホールに転落をして、全身を打つてかわいそに重体となるという事故が起つております。九月七日には、埼玉県の中学校で、突風が吹きまして窓ガラスが割れて七十三人の生徒及び教師がけがをするという突発事故も起つております。倉庫にあつたブールの消毒に使う次亜塩素酸カルシウムが化學反応を起しまして煙が発生して、教師たち七人がどの痛みを訴えて病院に運ばれるという、こういう事故が起つておるわけであります。

○政府委員(小林敬治君) はい、そのとおりだと思つております。

○橋本敦君 そこで、この問題についてであります実については文部省も御承知思いますが、間違ひございませんか。

○政府委員(小林敬治君) はい、そのとおりだと思つております。

て考慮しなきゃならないという大事な課題として取り上げておりますが、その第三項で具体的に、締約国は児童の保護のための施設、これらにつきまして特に安全及び健康の分野に関して権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する、こう言つて明確にしております。

そこで、文部大臣に要請をしたいのであります。が、この条約の批准をしたという今日の事態において、全国の小中学校においてどれくらいの危険箇所があるのかないのか。危険箇所があれば、それは是正のために早速適正な指導と援助が必要だと思いますが、大事な子供の安全ということを、

条約批准の今日を契機に、思い切つて全國的に総点検的な調査を文部省の指導でやついていただく必要があるのではないかということを私は考えるんですが、このことを強く要請したいと思います

○国務大臣(与謝野馨君) 学校教育におきましては、安全な環境のもとで児童生徒の事故を未然に防ぎ、子供たちが伸び伸びとした学校生活を過ごせるようにすることが極めて重要でございます。

各学校では、学校保健法に基づき、施設及び設備の定期的安全点検を毎学期一回以上行つとともに、日ごろから日常的な施設設備の安全点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じることとされており、文部省としては、この規定に則し指導を行つておるところであります。

文部省といたしましては、一人一人を大切にした教育を充実するため、今後とも安全な環境の維持と事故の防止が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○橋本敦君 大臣おっしゃつた適切な指導というのは結構ですが、定期的な点検ということをさらによくして、児童の安全について特段の配慮と点検に重点的にその面について点検を怠つておるわけではありませんと、私が指摘したような事

たいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(小林敬治君) 今大臣が答弁されまして、たゞ、文部省ではかねてから学校保健法の規定にのつとりまして定期点検及び日常の点検を怠らないようにということで御指導申し上げてきました。わざでございますが、にもかかわらず先生御指導のような事故が現にあるわけでございます。で、子どもとしては、今後ともそうしたことがなくなるように一生懸命努力してまいりたいと思つております。

○橋本敦君 じゃ、次の問題に移つていきたいと思います。

言うまでもありませんが、子どもの権利条約は、子供を権利行使の主体者としてとらえたという点で画期的な意義を持つております。その権利の主体者としての子供がまさに成長発達段階に応じて全人格的に健やかにゆとりを持って育つていいことのあります。

そこで、この条約の理念、目的に関連をして学習指導要領との関係、学校五日制問題について話を進めさせていただきたいと思います。

最初に伺いますが、文部省としてはこの子どもたちの権利条約締結を契機に推進すべき施策の一つとして学校五日制の導入を挙げておられると思いますが、その趣旨はどこにありますか。

○政府委員(野崎弘君) 児童の権利に関する条約の権利条約締結を契機に推進すべき施策の一つとして学校五日制の導入を挙げておられると思いますが、やはり子供たちに判断力、そしてまた、みずから考えて行動する力、こういうものを養うためには、ゆとりのある生活とすることが大事であろう。特に、土曜日というものをみずからでどう行動するかといふことで考えてきたわけでございます。やはり子供たちに

いうことよりも、むしろかねてから学校週五日制ということは文部省の取り組むべき課題といふことで考えてきたわけでございます。やはり子供たちに判断力、そしてまた、みずから考えて行動する力、こういうものを養うためには、ゆとりのある生活とすることが大事であろう。特に、土曜日というものをみずからでどう行動するかといふことを考えていくような時間というものを確保する必要があるんじゃないかということで、これにつ

はないかということも踏まえて、この要望される学習指導要領の改訂、見直し問題、これについて大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 学校週五日制を二回実施するということにつきましては、先生御承知のとおり六百余の学校でいろいろなデータをとつてくださったわけでございます。この前提は現在の学習指導要領を前提としておりまして、それを学校の教育課程の中で消化できるかどうか、そういうことも研究をしていただいておりますし、またこれが児童生徒あるいは保護者、そういうものにどういう影響を与えるかということもデータをとり、研究をしていただきたわけでございます。したがいまして、学校週五日制二回実施ということに相なりますときには現在の学習指導要領を前提としたものでございまして、二回を実施するときに学習指導要領を改訂するということは文部省としては考えておりません。

ただ、完全に学校週五日制を実施する場合は、前回お答えを申し上げましたように、学習指導要領を当然のごとく改訂し、完全に実施した場合に応じた内容のものとするということは、私ども現時点では必要なことであると考えております。

○橋本敦君 ジャ、時間が来たので終わりますが、この問題は引き続きまた議論させていただくこととして、大臣のおっしゃる月二回までは現行のままいいというそのことについては私は異論があり、検討をさらに十分深めていただきたいということをきょうは要望して、質問を終わります。

○委員長(松浦幸治君) 本日の調査はこの程度といたします。

午後三時十五分散会

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百一十九回国会提出、衆議院
継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 船員保険の被保険者

第十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により組合員とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかるらず、その該当する間その者を組合員とする。

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき(その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受ける場合に限る)。

二 育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業をするとき。

三 前二号に規定するものほか、学校法人等から給与を受けず、又は常勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

第二十二条第一項中「二十五分の一」を「二十二分の一」に改め、同項の表を次のように改める。

		標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一十八級	第二級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円未満	九五、〇〇〇円以上
第二十九級	第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二十級	第四級	一一〇、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上	一一七、〇〇〇円未満
第二十一級	第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二十二級	第六級	一二六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第二十三級	第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二十四級	第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二十五級	第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二十六級	第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二十七級	第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二十八級	第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二十九級	第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二十九級	第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第十五級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二十九級	第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満

第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	

第二十四条第一項中「標準給与の日額」を削り、同条中第二項を第二項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 標準給与の日額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

第二十九条第二項中「給与」の下に「賞与等

(第二十一条第一項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので三月を超える期間ごとに受けけるもの)を加える。

第三十一条第一項中「組合」を「組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくは(以下同じ)」

は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「第三項において同じ。」に對して、その処分を請求するに改め、後段を削り、同条第二項を次のよう改める。

2 組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部大臣

第三十二条に次の二項を加える。	第三十三条に次の二項を加える。
3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。	3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

る。第二十五条の表以外の部分中「附則第十二条の十三」の下に「附則第十三条の十一(第六項を除く。)」を加え、同条の表第七十四条第二項の項の次に次のように加え、同表第七十六条第二項の項を削る。

第七十四条の四	大蔵省令
第二十五条の表附則第十二条第六項の項の次に次のように加える。	八条第二項

附則第十二条第九項

附則第十三條の十第 三項	前条
附則第十三條の十第 五項	第五十条

文部省令

私立学校教職員共済組合法附則第 二十八項	私立学校教職員共済組合法第六条
-------------------------	-----------------

第二十五条の表に次のように加える。

附則第十三條の十第 三項	前条
附則第十三條の十第 五項	第五十条

文部省令

附則第十三條の十第 三項	前条
附則第十三條の十第 五項	第五十条

文部省令

第二十八条の見出し中「折半負担」を「折半負担等」に改め、同条に次の二項を加える。

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
第二十九条の表附則第十二条第九項	前条

文部省令

第二十九条の表附則第十二条第九項

第二十九条の表附則第十二条第九項	前条
------------------	----

附則第十二条の四の 三第四項	第七十八条第一項	当時(退職共済年金を受ける権利 を取得した当时)	昭和三十六年改正法附則第十項に おいて読み替えられた第七十八条 第一項	当時
附則第十二条の六第 二項及び第三項	第七十八条第一項	当時(退職共済年金を受ける権利 を取得した当时、当該退職共済年 金の額の算定の基礎となる組合員 期間が二十年未満であつたとき は、前条第四項の規定により当該 退職共済年金の額が改定された場 合において当該組合員期間が二十 年以上となるに至つた当时。第三 項において同じ)。	昭和三十六年改正法附則第十項に おいて読み替えられた第七十八条 第一項	当時
第七十八条第一項	第七十八条第一項	算定されているものであつて、か つ、その年金額の算定の基礎とな る組合員期間が二十年以上である もの	昭和三十六年改正法附則第十項に おいて読み替えられた第七十八条 第一項	算定されているもの
第七十八条第一項	第七十八条第一項	当時(退職共済年金を受ける権利 を取得した当时)	昭和三十六年改正法附則第十項に おいて読み替えられた第七十八条 第一項	当時
第七十八条第一項	第七十八条第一項	当時(当該請求があつた当时 を取得した当时、当該退職共済年 金の額の算定の基礎となる組合員 期間が二十年未満であつたとき は、前条第四項の規定により当該 退職共済年金の額が改定された場 合において当該組合員期間が二十 年以上となるに至つた当时。第三 項において同じ)。	昭和三十六年改正法附則第十項に おいて読み替えられた第七十八条 第一項	当時

12

一年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)

改め、同表附則第十二条の七第一項及び第二項の項の次に次のように加える。
年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)

第一一九号 平成六年十月十四日受理
学校週五日制の早期完全実施に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 馬場

三則

紹介議員 沢田 一精君

浦田 勝君

学校週五日制は、多様な可能性を持つ子供たちが、学校、家庭、地域社会の中でバランス良く学び、遊び、生活体験を積み、創造性豊かな人間性をはぐくむことができるよう、ゆとりある教育を求めて実施された。実施に当たり、社会教育施設などの充実や保護者の不安などを危ぐする声があつたが、二年が経過した今、完全実施を望む声が強くなっている。しかしながら、現行の学習指導要領は六日制を前提としたものであるため、授業内容が過密になり、子供たちの生活はゆとりの無いものになつてている。については、学習指導要領の見直しや大学、高校入学者選抜制度の改善など諸条件の整備を進め、学校週五日制を早期に完全実施されたい。

平成六年十一月十七日印刷

平成六年十一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D